

むつ市議会第205回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成22年9月13日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 1番 鎌田 ちよ子 議員
- (2) 25番 中村 正志 議員
- (3) 5番 横垣 成年 議員
- (4) 3番 新谷 泰造 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（29人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦男
19番	野呂	泰喜	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	25番	中村	正志
26番	佐々木	隆徳	27番	半田	正義
28番	富岡	幸夫	29番	斉藤	孝昭
30番	村中	徹也			

欠席議員（1人）

24番	村川	壽司
-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	遠島	進
公営企業 管理委員	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久
選挙管理 委員長	佐々木	鉄郎	農委会 農委員	立花	順一
総務部 政策長	阿部	昇	総政理防調 策整	岩崎	金蔵
会管総政理出 納室	澤畑	正敏	財務部長	下山	益雄
財務部 調整	赤田	比等史	民生部長	齋藤	秀人

保部	健福社	長	鴨	澤	信	幸	經	濟	部	長	櫛	引	恒	久	
建設	部	長	山	本	伸	一	選	舉	管	理	會	成	田	晴	光
農委	事	局	吉	田		薰	教	育	部	長	佐	藤	節	雄	
公企	業	局	佐	藤	純	一	川	內	庁	舎	布	施	恒	夫	
大所	畑	庁	若	松		通	協	野	所	沢	片	山		元	
總政	政	推	伊	藤	道	郎	總	政	副	務	花	山	俊	春	
財政	推		奧	川	清	次	財	務	課	部	石	野		了	
民政	推		奧	島	慎	一	民	副	環	境	山	田	邦	夫	
保福	政	推	松	尾	秀	一	經	政	推		中	嶋	達	朗	
經副	產	課	笠	井	哲	哉	經	副	農	課	室	館	利	光	
建政	推		清	藤	巡	一	建	副	土		齊	藤	鐘	司	
建副	都	課	鏡	谷		晃	教	委	事	副	高	坂	浩	二	
教委	事	副	加	藤	次	男	總	政	總		野	藤	賀	範	
總政	防	課	工	藤	初	男	財	務	課	部	吉	田		正	
民環	政	總	金	浜	盛	雄	保	福	課	健	田	村	好	子	

保福健康課
 社推
 健部進長
 經濟部
 工觀
 部光長
 監委事副
 員務參
 査会局事
 協庁市民課
 野福
 沢舎社長
 務部課任
 総政総主
 策務

竹柳坂鳴栗
 山谷野海橋
 清孝幸秀恒
 信志三春平

經農水總
 濟産主
 括主
 部林課幹
 部市課幹
 育会局習長
 務部課査
 建都建總
 括主
 員務学
 涯
 策務主
 任
 教委事生課
 総政総主

畑藤上澁
 中本林田
 誠均一剛

事務局職員出席者

事務局長
 総括主幹
 主任主査

須濱石
 藤田田
 徹賢隆
 哉一司

次長
 総括主幹
 主任主査

澤金井
 谷澤戸
 松寿秀
 夫々子明

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、鎌田ちよ子議員、中村正志議員、横垣成年議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） おはようございます。1番、公明党、鎌田ちよ子です。

質問に入ります前に、一言申し上げます。

長きにわたり市議会議員を務められ、市議会議長、常任委員会委員長、広域行政事務組合議長を歴任されました川端澄男元議員さんが6月25日亡くなられました。心からお悔やみを申し上げます。

むつ市議会第205回定例会に当たり、通告に従い4項目にわたり一般質問をいたします。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、明快かつ具体的なご答弁、よろしくお願いいたします。

質問の1は、福祉行政について。1、新しい福祉についてお伺いいたします。法務省は10日、戸籍が存在しているのに現住所が確認できない100歳以上の高齢者が全国で約23万4,000人に上ると発表いたしました。青森市では生存していれば184歳の女性の戸籍が残っており、勝海舟が誕生してから3年後の1826年生まれ、本市でも同様の高齢者が61人、最高齢者は135歳の女性とのことでした。戸籍上は生きているのに、自治体も家族も本人の生を確認できない。世界に誇る日本の長寿社会の実態であり、言いようのない寂しさと悲しみを覚えます。

社会は、社会福祉法第1条の目的、第2条の定義に見られますように、制度として多数の法律がかかっています。実に複雑多岐の範囲で、制度の仕組みとして長い間実施され、例えば生活保護法や児童福祉法に始まり、近年成立した介護保険法や障害者自立支援法など、少なくとも20以上の法律があり、福祉サービスとして国民の利益保護の役割を果たしています。

ところで、このところ経済や社会構造の変化に即応して少子高齢化の避けがたい波の中で施設福祉に比べて在宅福祉に変化の兆しが見えます。相談を受ける中で、障害認定もしてもらえず、本人や家族だけで苦しむいわゆる精神疾患の病気など多発的傾向性、現在の福祉制度のはざまにある人たちです。例を挙げますと、精神的な病であり、国民病とも言われているうつ病の問題です。

昨年12月に厚生労働省が発表したうつ病に関する患者調査報告書によりますと、全国の患者の統計数の推移として、14年前の1996年は約43万人、一昨年2008年までの12年間で2.4倍の約104万人と

急増しています。さらに、この統計にあらわれない有病者数は約250万人と推計され、これは人口の約2%であり、深刻な実態です。この病気によって引きこもり、不登校、更年期障害、自律神経の不調、さらには対人恐怖症で働きたくても働けない、外出もできないという不安感につながり、本人、そして家族も悩む状況になっています。また、発症する原因や病気の形態もさまざまであり、かつ複雑です。これらの精神治療には、薬物療法が主軸のため、現代医学での治療にある一定の限度があると言われていています。この病気の傾向を見ると、能力を持ちながら社会で力が発揮できないことは人材の財産喪失です。

さらに、労働実態として、昨年4月から12月までのわずか8カ月の間にこれらの精神疾患による労務補償を請求した件数は、報道によりますと857件と報告され、これは前年度比の2割増加です。こうした方々に福祉の光を当てるには、年金、医療、介護など従来の社会保障制度の枠組みとは異なるもう一つの新たな福祉政策の展開が求められています。新しい福祉の視点として、福祉の光が届きにくい方へ、公助、共助を含め新しい福祉のあり方についてご所見をお伺いいたします。

2、うつ病対策についてお伺いいたします。日本精神学会など4学会の共同宣言によりますと、うつ病を初めとする精神疾患は、先進諸国ではがんや心臓疾患と並ぶ3大疾患で、がんに次いで重大な社会的損失をもたらす、国民病とも言うべき疾患と言われます。平成21年度版の自殺対策白書では、平成20年における我が国の自殺者は3万2,249人であり、その原因は健康問題が64.5%と最も多く、そのうち4割以上をうつ病が占め、総合的なうつ病対策が重要な課題であることが改めて浮き彫りになりました。また、昨年末に厚生労働省が発表した調査では、うつ病の患者数が初めて100万人を超え、10年足らずに2.4倍に急増して

います。本市におけるうつ病、引きこもりの実態をどのように認識されているのでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

3、児童虐待についてお伺いいたします。小さな命がまた奪われてしまいました。育ち盛りのかわいい子が親に見放され、命をそぎ落とされています。むごい事件現場の報道に胸が痛みます。

全国の児童相談所が2009年度に相談を受けた児童虐待の件数は、過去最多の4万4,000件、2008年4月に改正児童虐待防止法が施行され、児童相談所の家庭への立ち入り権限が強化され、警察官の同行も以前よりは求めやすくなっていると伺いました。しかし、経済苦や不安定な就労、ひとり親家庭、夫婦間の不和、望まぬ妊娠、育児疲れなどさまざまな要因が浮かび、共通するのは孤立です。職を失い借金を抱え、生活費や居住費に事欠いて、かつては親族、友人が頼りになっていたが、地縁、血縁という見えない安全網がほころび、相談したり救いを求めたりする場は乏しく、解消されない苦しみや焦りを抵抗できない子供たちに向かわせる、そんな姿が浮かび上がってきます。

1、児童虐待の実態について、2、行政や警察、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、地域、民生児童委員の連携体制強化について、3、地域の人たちが虐待をうかがわせるような事態を見かけたときの対処法、周知、子供の安全確保優先の対応についてご所見をお伺いいたします。

質問の2は、住環境整備について。1、市営住宅についてお伺いいたします。公営住宅法には、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備すること、そして住宅に困窮する低所得者に対して安い家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。本市の市営住宅管理条例の目的や趣旨に照らし、現状はいかがでしょうか。

1、市営住宅の管理戸数、県内他市との比較について。2、市営住宅の耐震、バリアフリー化など安全確保について。3、最近の募集状況、申し込み倍率など、現状についてご所見をお伺いいたします。

(2)、空き家、廃屋対策についてお伺いいたします。明らかに長い間空き家であると思われる家、雑草が生い茂り、天井が抜け、窓ガラスが壊れ、崩壊寸前の住宅を見かけます。このような空き家や廃屋は核家族化と高齢化、また県外へ出た子供さんが帰らないなど、それぞれの事情であると推察されます。そして、長年放置されており、地域ではさまざまな問題も引き起こしている現状にあります。放火による火災や自然倒壊の危険、台風や強風時に木片やトタンなどの飛散での災害、ごみの不法投棄、不審者や子供たちのたまり場など防犯上の問題、飼い主のいない犬、猫がすみつく問題、またシロアリの繁殖地になるなど衛生上の問題、そして周辺地域の景観上も悪影響を受けています。今後の対策についてご所見をお伺いいたします。

質問の3は、予防医療についてお伺いいたします。子宮頸がんや細菌性髄膜炎などの病気から女性や子供を守る予防ワクチン、こうしたワクチンの接種は任意のため、全額自己負担が原則ですが、経済的負担を軽減するため、公費助成に取り組む自治体が広がっています。

厚生労働省は7月7日、予防接種法の対象となっていないワクチンについて、自治体が独自で行っている公費補助の状況を初めて明らかにしました。肺炎の重症化を防ぐ成人用の肺炎球菌ワクチンの補助は、327自治体を実施、新型インフルエンザの流行で肺炎の併発を防ぐ接種への関心が高まったのではないかと報告でした。1回の接種費用は8,000円から8,400円かかります。補助額は3,000円以上4,000円未満が167自治体と最多、

4,000円以上5,000円未満は71自治体、5,000円以上は38自治体でした。ヒブワクチンの補助は、204自治体で実施、補助額は3,000円以上4,000円未満が多くなっています。

1、幼児の細菌性髄膜炎を防ぐワクチンについてお伺いいたします。ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンがあり、原因菌の約6割がヒブで、続いて肺炎球菌が約2割を占めています。世界では、既に100カ国以上で予防接種が行われ、90カ国以上で国の定期予防接種に位置づけられています。ヒブとはインフルエンザ菌B型のことですが、特に抵抗力を持たない5歳児未満の乳幼児がこの細菌によって髄膜炎などを発症し、知的障害や聴覚障害などの後遺症で苦しんでいる実態があります。標準的な費用は、1回7,000円から8,000円で、合計4回、約3万円と高額です。八戸市では7月1日から乳幼児の細菌性髄膜炎を防ぐヒブワクチンと高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成制度を始めました。乳幼児に重い細菌性髄膜炎を引き起こすヒブ菌の予防ワクチンに対する公費助成について市長のご所見をお伺いいたします。

2として、子宮頸がん予防ワクチン公費助成についてお伺いいたします。私たち公明党では、県全体で13万5,000名余の署名をいただき、昨年に引き続き本年も子宮頸がん予防ワクチン公費助成を求める署名活動を全国で展開し、予防接種への公費助成を国・県に対し、強く要望してまいりました。予防できる唯一のがんと言われている女性特有の子宮頸がんは、高額なワクチン費用が接種の壁となっています。子宮頸がんは、主に性交渉で感染するウイルスが原因で発症し、ワクチン接種は性交渉の経験のない時期が効果的とされています。県内では、初めて西目屋村で村内の小学6年生と中学1年生の女子に全額助成のワクチン接種が実施され、大きな話題になりました。また、東通村が本年度分の予算措置ができ次第、中学生

の女子1年生から3年生に対し、全額補助で実施すると10日付の新聞報道で知りました。佐井村も来年度実施と伺っています。

このたび厚生労働省より、2011年度政府予算で経済成長や国民生活の安定などのため1兆円超えの特別枠に要求する事業案が明らかになり、子宮頸がんを予防するワクチン接種の助成事業を新たに設け、約150億円盛り込むと報道がありました。東通村の越善村長さんは、次世代を担う子供たちが心身ともに健康でたくましく育つことが村民の願いと語られました。公費助成による子宮頸がんワクチン接種について市長のご所見をお伺いいたします。

3、肺炎球菌ワクチン公費助成についてお伺いいたします。日本人の3大死因、がん、心臓病、脳卒中、そして第4位が肺炎。毎年10万人、10人に1人が肺炎で亡くなっています。肺炎球菌ワクチンとは、肺炎球菌によって引き起こされるいろいろな病気を予防するためのワクチンです。肺炎球菌には90種以上の型があり、そのうち23種に対してワクチン効果があります。この23種類で実際の肺炎球菌感染症全体の80%を抑えることができます。インフルエンザシーズンにおける細菌性肺炎全体の50から60%は肺炎球菌によって引き起こされています。肺炎球菌ワクチンは、1度接種すると5年以上免疫が持続します。インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを両方接種することで発症を防ぐことができます。病気を防ぎ、市民の暮らしを守ることが市政の最大の目的です。肺炎球菌ワクチン公費助成について市長のご所見をお伺いいたします。

質問の4は、教育行政について。読みが困難な児童への学習支援についてお伺いいたします。発達障害などで読みが困難な児童・生徒の学習のために、教科書の内容を音声や文字でパソコン上に同時再生できるマルチメディアD A I S Y教科書

の活用が各地で広がっています。発達障害などがある児童・生徒の中には、教科書の文章を読み飛ばしてしまう、どこを読んでいるのかわからなくなるなど、読むことに困難を覚えている子供さんがいます。D A I S Y教科書は、パソコンなどを活用して、通常の教科書の文章を音声で再生したうえで、対応する文章を色で強調、さらに文字の大きさを変えるなどの工夫を促すことで、子供たちに教科書の内容の理解を促す効果があります。

1、学校現場の状況について、2、教員の認識について、3、今後の方向性についてご所見をお伺いいたします。

以上、4項目について質問いたしました。明快かつ具体的なご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、福祉行政についてのご質問の第1点目、新しい福祉のあり方についてであります。従来の福祉は何らかのハンディキャップを抱えた人たちを大多数の人が支えるという、いわば善意のシステム化のみで事足りた部分がありました。しかしながら、近年少子高齢化、核家族化が急速に進み、一方では個人の価値観が多様化することによって家族や地域で支え合う機能が弱まり、住民がともに支え合い、助け合うという社会的なつながりや親子のきずなさえも希薄になってきております。そういう意味では、議員ご指摘のとおり、高齢者の所在不明事件、そして増加するうつ病の問題、この病気に起因する引きこもり、不登校など、社会とのかかわり合いをおそれる状況、またそれによって拡大する家族の悩み、さらには貧困、失業、病気、家族崩壊などの諸問題を慢性的かつ複合的に抱えながらも、行政機関を積極的に活用し

ない未成熟なパーソナリティーを持つ接近困難家族、いわゆる多問題家族の存在など、従来の福祉制度では想定できない社会や家庭をめぐる新しい課題が深刻さを増していることは私も少なからず認識しております。

本市においても、保健、医療、福祉、生涯学習、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的に展開を図りながら、住みなれた地域で安心した生活を送れるよう、市民、地域社会、団体、事業者、行政等が一体となってみんなで支え合う福祉コミュニティの形成を推進するために、新市まちづくり計画に基づいたむつ市保健福祉計画を策定しております。

本市といたしましては、むつ市保健福祉計画を踏まえながら、増大する保健福祉ニーズに的確に対応し、すべての市民に福祉の光を当てることができるよう、お互いさまの精神を意識した自助、共助、公助を重層的に組み合わせた地域福祉を推進するべく心の通った福祉政策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、うつ病対策についてのご質問にお答えいたします。鎌田議員のご指摘のとおり、我が国の自殺者は平成10年から3万人台をずっと推移してきており、うつ病はその大きな要因の一つとされております。むつ市の自殺者は、人口動態調査で平成20年は22人、平成21年では25人と20人を超えており、その中でうつ病による自殺は少なくないと推測されます。一方でむつ市における精神医療に係る専門病院の不足は鎌田議員もご承知のとおりであります。近年の治療から考えましても、精神科医、心療内科医、臨床心理士などのマンパワーの充実が望まれるところでもあります。むつ市では、うつ病の早期発見、早期治療に結びつけるように、うつ病の正しい知識の普及のためにリーフレットの配布及び講演会を

開催しております。また、多くの市民の皆様とうつ病に対する理解を深めていただけるよう、各町内で心の健康づくりをテーマに健康教室を随時開催しております。さらに、家庭訪問や電話相談なども随時実施し、個別への対応もしておりますが、相談件数は年間90件程度にすぎず、相談できる方はほんの一部の方々に、家族にさえ相談できないような方も多くいるものと推測されます。

産後のうつ病の早期発見については、平成17年度から産後うつ病質問票を用いて、支援を必要とする母親に対しては保健師による訪問や電話等により育児不安の軽減や、必要に応じて受診勧奨するなど、産後のうつ病予防と虐待の未然防止を図っているところであります。

今後うつ病は個人的な問題としてのみとらえるのではなく、その背景にさまざまな社会的要因があることから、市民の生命や生活を脅かす深刻な事態となっており、社会全体で取り組む課題にもなりつつあり、今まで以上にうつ病が社会的に正しく認識できるように取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、児童虐待についてのご質問にお答えいたします。本市といたしましては、保護者の育児不安や虐待、いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図ることはもとより、再び虐待が起きないように関係機関との連携を密にしながら、包括的な家族支援と心の健康づくり対策を推進してまいりたいと考えております。

なお、細部につきましては、担当部長よりお答えいたします。

次に、市営住宅についてのご質問にお答えいたします。公営住宅法の趣旨につきましては、まさに鎌田議員がご指摘のとおりでございます。当市の市営住宅の現状につきましては、建設年度が古く、老朽化した住宅が多くなっておりますが、入

居者の方々が安心して居住できるよう適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、建て替えの基本方針として、現在建て替え整備を行っております緑町団地を初め、今後建て替えを行う住宅につきましては、すべてバリアフリー化とし、高齢者、障害のある方に配慮した住環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

詳細につきましては、担当部長からお答えいたします。

次に、空き家、廃屋対策についてのご質問であります。空き家、廃屋対策については、むつ市議会第202回定例会において、浅利議員の同様のご質問にお答えしているところでありますが、近年少子高齢化あるいは核家族化と相まって、住居の移転や廃業などに伴い、空き家や空き倉庫といった廃屋が増加しており、大変苦慮している状況にございます。議員ご指摘のように、空き家がもたらす青少年犯罪、火災発生などのさまざまな治安悪化、台風や強風時のトタン等の飛散などの懸念については、地域の安全安心の確保や住環境を害しており、早急な対策が望まれるところでありますが、個人の財産であることから、現行法の中では対処が難しく、手をこまねいているのが実情であります。

廃屋同然の建物とはいえ、その所有者の財産として所有権が存在する以上、本来所有者が責任を持って解体処理をするべきものであり、市が公費を投入して解体処理をするということは、その所有者に対して利益を与えるということになり、市が関与することはなかなか難しい現状にございます。

台風、強風時などの緊急時は、危険性の度合いにより消防職員が危険回避の手段として応急措置の補強等をし、対応いたしております。その後所有者に連絡するわけではありますが、連絡しても音

さたなし、中には相続関係者が遠方に分散している連絡がとれない例もございます。市では、本年4月、所有者の維持保全に係る努力義務を啓蒙するため、「老朽危険建物の適正管理のお願い」を市ホームページに掲載、あわせて市政だよりで市民への周知を図っているほか、今後の対策として警察、消防などの関係機関と連携をとり、パトロールなどの防犯防災活動の一層の強化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、予防医療についてのご質問にお答えいたします。最初に当市における予防接種事業の現状についてご説明いたします。当市では、予防接種法に基づき、接種を行う1類疾病として、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、BCGの予防接種を実施しており、その財源については地方交付税措置により公費負担されているところであります。また、予防接種法の1類疾病に準ずるものとして、個人の発病、またはその重症化を防止、蔓延の予防に資することを目的に予防接種を行う疾病の2類疾病として、65歳以上の高齢者を対象としたインフルエンザが定められており、市では接種者に対し費用の一部を助成しているところであります。

今回鎌田議員ご質問のワクチンではありますが、いずれも予防接種法での接種を義務づけられていない任意での接種を承認されたワクチンとの位置づけにあるものであります。

まずご質問の1点目でありますヒブワクチンについてであります。脳や脊髄を覆っている髄膜に細菌が感染して起こる細菌性髄膜炎の予防に効果的なワクチンであり、日本では平成19年に国の認可がなされ、任意での予防接種が可能となりました。接種は生後2カ月から行い、免疫ができるまで合計4回の接種が必要となります。1回の接種費用が7,000円から8,000円程度かかりますが、

4回の接種を受けた人のほぼ100%に抗体ができ、高い予防効果があります。

公費助成の現状につきましては、全国で1,700を超える自治体のうち204と約1割で実施し、県内では唯一八戸市が本年度7月から費用の一部を助成していることは鎌田議員ご指摘のとおりであります。

このヒブワクチンにつきましては、厚生労働省の厚生科学審議会に設置された感染症分科会予防接種部会において、ワクチンの効果を検証できる情報を収集する必要がある等、まだ議論されている現状であり、予防接種法での接種を検討する作業チームを設置したとの報道もなされたところがあります。当市といたしましても、市民の安全を守る立場から、いましばらく国の動向を見ながら、公費助成について検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目の子宮頸がん予防ワクチン公費助成についてであります。この件につきましては、ことし3月のむつ市議会第203回定例会でも鎌田議員にご質問いただいたところがあります。乳がんと並び国内での死亡率の高いこの子宮頸がんは、予防できる唯一のがんと言われ、鎌田議員ご存じのとおり、11歳から14歳の女兒を接種対象として推奨され、費用は3回の任意接種で5万円前後かかることから、市単独での助成が厳しい状況となっているものであります。

最近全国的に公費での助成を行う自治体が話題となっておりますが、厚生労働省の調べでは、全国で114の自治体で公費助成を実施しており、厚生労働省の来年度概算要求に150億円を計上したとの報道もなされたところがあります。今後の国の助成について、明るい見通しが立ったところでもあり、当市といたしましても、国の動向を見ながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてですが、これにつきましても、むつ市議会第199回定例会、第196回定例会でご質問いただいているところでもあります。この肺炎球菌ワクチンは、日本人の死因の上位を占める肺炎のすべてに有効というわけではありませんが、高齢者の肺炎で最も多い起炎菌である肺炎球菌に効果があり、肺炎になっても軽症で済み、抗生物質が効きやすい等の効果もあることから、このワクチンへの関心が高まったところのご指摘も理解できるものであります。全国で327の自治体で公費助成を実施し、県内では外ヶ浜町と東通村のほか、今年7月からは八戸市でも75歳以上の高齢者を対象に1回2,000円の公費助成を実施し、医療費削減の観点からも高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの接種費用を助成する自治体がふえているのも事実であります。この肺炎球菌ワクチンにつきましても、他の2つのワクチン同様、厚生労働省の感染症分科会予防接種部会において議論され、予防接種法での接種を検討している現状でもあり、公費助成につきましては、いましばらく国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

なお、この3つのワクチンについては、ことし6月の全国市長会における国への提言、要望事項の中で早期に定期接種として位置づけるとともに、接種費用の軽減等も含め、十分な財政措置を講ずるよう要望されているものであります。

いずれにいたしましても、市民の皆様が安心して健康な生活を送ることに対する思いは、鎌田議員といささかも違えません。今後の国の動向を見据えながら、迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の教育行政につきましては、教育委員会よりお答えいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の読みが困難な児童への学習支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校現場の状況についてお答えいたします。教育委員会の事業でありますスクールサポーターの配置に向け、昨年11月に各小・中学校から提出された配置申請書を取りまとめたところ、市内小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、特別な支援を必要とする児童・生徒は小学校で60人、中学校では13人という結果でありました。この中には、発達障害やその傾向を示す児童・生徒も含まれております。また、不登校傾向の児童・生徒の中にも同様の特性が見られる場合も少なくありません。議員ご指摘の読みが困難な児童・生徒も、学習障害と言われる発達障害の一つであると考えられ、スクールサポーターを必要とする児童・生徒や不登校傾向の児童・生徒の中にも含まれている可能性が考えられます。

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達のおくれはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するといった能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を指し、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されております。また、学習障害者の約8割は読み書きを苦手とし、文字の形を混同する、文を読むとき同じ行を繰り返し読んだり飛ばしたりする、文字の形や大きさを整えて書けないといった特徴が見られます。平成20年9月に障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行され、読むことに困難を抱える児童・生徒が十分な教育を受けることができるようになりました。そして、文字や図形等を拡大した教科用拡大図書の発行の促進が図られるとともに、教材として使用し得るマルチメディア対応のD A I S Y教科書等を使った教育支援の推進

が可能となったところであります。

このD A I S Y教科書は、パソコンを活用し、通常の教科書の文章を音声で再生したり、対応する文章を色で強調するなどして、教科書の内容を理解しやすくするものであり、学習障害の児童・生徒の学習支援に有効な教材と思われまます。今年度むつ市内の小・中学校において、弱視の児童が日常の学習活動で教科用拡大図書を使用しておりますが、D A I S Y教科書を教材として使用している児童・生徒はいないというのが現状であります。

次に、教員の認識についてお答えいたします。学習障害を含む発達障害は、外見から判断することが難しい障害であります。そのため、学習に必要な基礎的な能力が備わっていないことが、本人の努力不足等と叱責を受けることもあり、自己肯定感を持ちにくく、適切な教育的支援がなされない場合、いじめや不登校等につながるケースもあると言われております。教育委員会といたしましては、学習生涯や注意欠陥多動性障害等の子供たちへの理解や支援について、研修会や講座等の充実を図ることにより適切な対応や支援が図られるよう努めているところであります。しかしながら、これらの研修会は教科書や教材について伝達することを中心としておりませんので、市内小・中学校のすべての教員がD A I S Y教科書の利点や用法について認識しているとは言えないのが実情ととらえております。

最後に、今後の方向性についてお答えいたします。弱視や学習障害だけでなく、注意欠陥多動性障害、知的障害などの障害を持つ児童・生徒も読みに困難を伴うことがわかってきております。このような児童・生徒には、パソコンで再生し、音声を聞きながら文字や画像を見ることができD A I S Y教科書は視覚と聴覚の両方から情報を得ることができるなど、読みの困難を軽減する支援

となります。また、昨年度市内小・中学校のすべての教室に52インチの液晶テレビを設置いたしましたので、これにパソコンをつなぎ、学級全員でD A I S Y教科書を活用することにより、障害を持つ子供だけではなく、どの子供にとっても学習理解の支援とすることも可能であります。

D A I S Y教科書は、平成21年12月現在で全国約300人の児童・生徒に活用され、学習効果があらわれております。また、今年8月には文部科学省が読むことが困難な児童・生徒のためのD A I S Y教科書について、一定の条件でインターネット上に配信提供できることを関係団体に通知しました。これにより、D A I S Y教科書の普及がさらに前進するものと期待されるところであります。

むつ市教育委員会といたしましては、これまで要望があった小学校に対して、教科用拡大図書を用意しておりますが、D A I S Y教科書の存在や有効活用についても機会をとらえて各校に伝達、指導し、読みに困難のある児童・生徒が十分な教育を受けることができるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 児童虐待についてのご質問の市長答弁に補足説明させていただきます。

お尋ねの第1点目、児童虐待の実態につきましては、新谷功議員のご質問にもお答えいたしました。本市における児童虐待件数につきましては、平成21年度46件で、前年度の18件から激増となっております。相談内容では、育児放棄20件、心理的虐待18件、身体的虐待6件、性的虐待2件となっております。また、相談への対応として助言指導38件、継続指導6件、児童福祉士指導1件、児童福祉施設等1件となっております。なお、児童

虐待については、本市を所管する児童相談所において相談処理された件数となっております。

本市が受け付けした児童虐待相談件数は、平成21年度9件で、前年度の4件から増となっており、今年度7月末時点では6件と増加傾向となっております。

次に、第2点目、行政や警察、医療機関、幼稚園、保育園、小学校、地域、民生児童委員の連携強化につきましては、平成19年3月に関係機関の連携強化、さらには地域一体となった見守り強化のため、児童相談所、幼稚園、保育園、小・中学校、医師会、警察等の関係機関のほか、民生委員、主任児童委員などの地域の方々とのネットワークを構築し、連携して対応していくためのむつ市要保護児童対策地域協議会を設置しております。同協議会におきましては、事務局である保健福祉部児童家庭課を調整機関とし、多様な虐待ケースに対応できるよう庁内関係課、外部の団体と連携して対応する体制を構築しており、ケースの状況が悪化した場合には、各関係機関の方々のご参集を願い、状況検討、対応策の検討を行う個別ケース検討会議を随時開催し、虐待ケースをフォローしながら、地域における虐待ケースの見守りを行っているところであります。

次に、第3点目、地域の人たちが虐待をうかがわせるような事態を見かけたときの対処方法、周知、子供の安全の確保優先の対応についてのご質問にお答えいたします。児童虐待の防止等に関する法律においては、すべての国民は児童虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに市町村や児童相談所へ通告することとされております。虐待は、家庭の中という密室で起こっていることが多く、虐待ではないかという視点や一定の問題意識を持たないと見過ごされてしまい、実際に虐待を証明することはなかなか困難で、虐待が明確になるまで待っていたため、子供にとって

は最悪の結果となるおそれもあります。虐待かどうかの不安を感じたら行動を起こし、結果として心配のない状況であれば問題ないわけですが、深刻にならないうちに解決するためにも、虐待を疑ったらまず児童相談所、警察署、市町村等の専門機関に相談することが大切であります。

また、子供の身の安全の確保を第一に緊急に対応しなければならないときは、警察か児童相談所にすぐ連絡する必要があります。児童相談所は、子供に生命の危険があるなど、緊急の場合は第一に子供の安全を確保し、保護者の同意が得られない場合でも適切な措置をとって子供を一時保護することができることになっております。親などから長期に分離する必要があると判断されると、児童相談所は保護者の同意を得て子供を児童養護施設等の児童福祉施設に入所させたり、里親に委託することができることになっております。このように子供を施設に入所させた場合、家庭から離れた子供と親などが虐待のない家庭で再び一緒に暮らせるように援助していく必要があると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 市営住宅についてのご質問に対しまして、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず1点目の市営住宅の管理戸数、県内他市の状況についてであります。市営住宅の管理戸数は、9月1日現在で566戸、入居戸数は440戸、老朽化して入居できない政策空き家の107戸を除いた入居率は96%となっております。なお、当市では身体的、経済的及び社会事情等に着目して、優先入居させるための特定目的市営住宅は設けておりません。高齢者世帯向け住宅の設定状況について、人口が同規模の県内3市に照会しましたところ、2市では設定していましたが、もう一市では設定しておりませんでした。

高齢者世帯の方が民間の借家を借りにくくなっている社会状況等を考慮し、今後は高齢者向け、障害者向け住宅等さまざまなニーズに合った市営住宅の建設や、特定目的のために一定の枠を設けて募集及び入居の取り扱いを行うことも検討していかねばならないと考えており、緑町団地の移転入居が完了し、一般公募を行う際に、高齢者世帯向けの枠を設けて実施する予定であります。

次に、2点目の市営住宅の耐震バリアフリー化など、安全確保についてであります。昭和56年5月以前の旧耐震基準で建設された市営住宅のうち、金谷団地44戸、川守町団地8戸及び外山団地31戸につきましては耐震診断を実施しております。このうち外山団地の2棟10戸がわずかではありますが、耐震基準を満たしておりませんでした。この住宅につきましては、今年度策定中のむつ市公営住宅等長寿命化計画の中で改修計画を定め、早急に対処してまいりたいと考えております。

このほかの旧耐震基準で建設された市営住宅の耐震診断につきましては、木造及びコンクリートブロック造の建物には明確な判定手法が確立されていないということで、青森県建築物耐震診断改修判定委員会で判定をしていただけないため、耐震診断を実施できない状況にありますが、市営住宅の巡回、入居者からの修繕要望にできるだけ対応しながら、建物及び敷地内の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、バリアフリー化についてであります。住宅内の段差がなく、手すりが設置されている戸数は94戸であります。今後建て替えを行う住宅につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおりでございます。

3点目の最近の募集状況、申し込み倍率の現状についてであります。平成21年度は5回、19戸の募集に対し20名の申し込みがあり、倍率は1.05倍でした。また、今年度は7月までに3回、

13戸の募集に対し15名の申し込みがあり、倍率は1.15倍となっており、建設年度が比較的新しい住宅に申し込みが集中する傾向にあります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 4項目にわたるご答弁ありがとうございます。再質問と要望を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

質問の1、新しい福祉のあり方ですが、児童虐待や高齢者の所在不明問題から浮かび上がった教訓、家族単位を対象としてきた行政サービスは個人単位に変えていくべきではないでしょうか。例えば介護保険では、一定の年齢以上で保険利用がない人には介護保険制度の仕組みや高齢者サービスの中身について年1回は直接訪問し、対話していくべきです。地方分権や地域主権の名によって自治体の仕事はふえ、それに伴って職員の数がふえているわけではなく、むしろ行政改革により現場の職員数は減らされる傾向にあります。これからはどうしたらよいのか、私はコミュニティー単位の自治を強化するべきではないかと思えます。コミュニティー活動、すなわち住民の把握、高齢者福祉サービス、環境維持活動、まちづくり、治安、防災など活動メニューは地域の特性と住民の意思を尊重し、費用についても活動費として交付していくなど、特性を生かし、自治権を強め、新たな地域自治を形成すべき時期であると思えます。過疎化の対応につきましては、地域事情をしっかり把握し、行政がバックアップすべきと考えます。

また、うつ病や自殺を初め児童虐待事件、ひとり暮らし高齢者の孤独死など、これまでの福祉では対応し切れない問題が増加し、国民の健康を守るうえで深刻な問題となっています。年金、医療、介護など従来の社会保障の拡充とともに、現代的な課題に対応するための再構築が求められていま

す。

これまで福祉課が中心となってきた事案を社会問題として位置づけ、行政と民間団体との協力、市民への啓発や相談体制の充実など、庁舎一丸となった連携が重要ではないでしょうか。市民の方の声は、市役所に相談しても、それはあちら、そしてまた違う部署と、あちこち回され疲れてしまうと言われます。心の相談体制、自殺予防対策、多重債務者問題など、市民が安心して相談できる場所となるプライバシーに配慮し、リラックスして相談できる、そのようなところにはベテランの相談室長さんを配した本当の意味の市民相談室について市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今鎌田議員のお話、本当に貴重なご提言だというふうに承りました。要するに弱者に対するカバーの仕方の視点だと思えます。そういう意味では、ただいまお話しのように、市民相談室、秘書広聴課というふうなところで今対応しているわけでございますけれども、その部分ではきめ細かい、そしてまた今この市役所をお話しになったのかわかりませんが、たらい回しのないような形で、これは決してないよということに私常々話をしております。しっかりと対応するというふうなところでやっていかなければいけないのではないかと。

そしてまたコミュニティー活動、これはまた社会福祉協議会、また民生委員、町内会、さまざまなふくそう的な形の中でその弱者に対して、非常に困っている方々に対しての情報を吸収し、そしてそれを市のほうに伝えてもらい、そして市で何ができるのかというふうなことを、そのカバーの仕方は十分ご意見として承りました。また、広報広聴機能を高めていくというふうな形でも進めていかなければいけませんし、さまざまなおでかけ市長室等々で、昨年、今年度春には障害福祉課と

いうふうな形で、そしてまた障害者の方々が悩んでいることには、この前先般おでかけ市長室の中で非常に心を痛めた案件もございました。本当にそういうふうな形で、市政だより等を通じて気軽に相談できる体制、これを確立するためにこれからも鋭意努力していきたいと、このように思いますので、ご理解、ご協力のほどお願いいたしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 1 番。

○1 番（鎌田ちよ子） 子宮頸がんについては、市長より迅速に、そして前向きにとのご答弁をいただきました。対象者となる子供さんを持つ親御さんとともに、早い予算措置をお待ちしています。

最後に要望を 1 点申し上げます。本年 5 月 20 日付で文部科学省から教育委員会あてに、障害のある児童・生徒が使用する音声読み上げのコンピューターソフトを利用した教材である D A I S Y 教科書について、学校現場での普及がおくれていることに対して利用を後押しする通知を出しました。また、これと関連して D A I S Y 教科書ではなく、正規の教科書としてのデジタル教科書を文部科学省は 2015 年までにすべての小・中学校に配備する予定であります。教育委員会におかれましては、モデル校を指定し、試験的な導入を早期に進めていただきたく要望いたします。

結びに、今定例会を最後に退任されます山本文三氏に対しまして、今日まで果たしてこられた職務と使命に深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。退任されましても、健康にご留意され、多方面でのご活躍を願い、質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午前 11 時 10 分まで暫時休憩いたします。

午前 1 0 時 5 8 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（村中徹也） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。25 番中村正志議員。

（25 番 中村正志議員登壇）

○25 番（中村正志） むつ未来会派の中村正志です。むつ市議会第 205 回定例会に当たり一般質問を行います。

いつも議場のいすにどっかりと座り、議会ににらみをきかせていた川端澄男議員の姿が今はありません。去る 6 月定例会の最終日、6 月 25 日の夜遅くにご逝去されました。その死は、余りに突然であり、受けとめるのに時間がかかりました。

思えば平成 11 年の私の初当選以来、10 年以上にわたり、親子以上に年の離れた私に対しましても、対等なおつき合いをしていただいたうえ、議員の何たるかについて数多くのことを教えていただきました。まだまだたくさんご指導していただきかけたのですが、今ではそれもかかないません。川端澄男議員の思いを大切にしていきたいと思えます。故川端澄男議員に心より感謝申し上げ、ご冥福をお祈りいたします。

また、8 月 1 日に行われましたむつ市議会むつ選挙区補欠選挙において当選されました菊池憲太郎議員、大瀧次男議員、上路徳昭議員、石田勝弘議員におかれましては、ご自身の能力を最大限に発揮され、ご活躍されますことをご期待申し上げます。私もやっこの風貌に似合わなかったむつ市議会の最年少議員でなくなりました。少し寂しい気はいたしますが、二元代表制の一翼を担うむつ市議会の一員として、議場にいる皆様とともに、むつ市政発展のため力を合わせ進んでまいりたいと思えます。

それでは、通告に従い質問に入ります。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

政府は10日、9月の月例経済報告を発表いたしました。基調判断は「引き続き持ち直してきている」と、3カ月連続で据え置いた形となっておりますが、円高や海外経済の減速懸念を踏まえ、「このところ厳しさは増している」との表現で景気腰折れへの警戒感をにじませています。

民主党政権は、7月の参議院選挙以来、何の経済対策もせず国民不在のまま、あす14日に結果の出る代表選挙に没頭し、政治空白が続いております。その党内抗争一色の姿は、かつての自民党以上に見苦しいものがあると私は感じております。この円高株安が進む中、菅総理が行ったことといえば、注意深く見ていきたいとコメントするだけであり、野田財務大臣、白川日銀総裁も同様であります。お手軽な口先介入だけであり、何の効果もありません。

このような状況を招いておきながら、政府は円高株安の解消、デフレ脱却のための適切な景気対策や金融政策を何も行っておりません。このような無為無策ぶりでは、国民を苦しめる不況がさらに進んでしまいます。

また、日本振興銀行が破綻申請をし、金融庁はその処理の手続に入ることとなり、1971年の制度創設以来初めてのペイオフが発動されました。日本経済の先行きの不透明感は増すばかりであります。

むつ市においても、先月31日に中間貯蔵施設の本体工事が本格着工されるという一筋の光はあるものの、景気は依然として低迷したままであります。こうした中、宮下市長は産業の芽出しということで、いろいろな政策を打ち出し、取り組んでおります。私も少しでもむつ市の経済の活性化につながればとの思いから、次の3点について質問

をいたします。

質問の第1は、起業、創業支援についてであります。むつ市において一番の課題は、雇用の場の確保にあると思います。働く場の確保は、若者の流出の減少、市税の確保、扶助費の抑制、人口減少の抑制など多くの問題解消につながっていきます。これまでは、企業誘致という手法をとることが多かったようですが、むつ市のように現在の高速交通体系から外れた地域は、どこも苦戦をしているようであります。むつ市においても、最近はその多くが撤退を余儀なくされており、なかなか雇用に結びついておりません。そこで、今後この地域で雇用をふやすためには、このむつ市で会社を起こす起業家の育成、起業、創業支援が重要であると思います。しかしながら、個人が新たに会社を設立したり事業展開を図ろうとする場合、克服しなければならない多くの課題が存在します。資金や人材、顧客開拓や販路、経営ノウハウや補助制度の関係など、さまざまな分野にわたる課題があります。せつかく気持ちはあるものの、これらの課題の前に起業を断念してしまう人もいるはずで、これらの課題を克服するために多面的な支援を行う施策が必要との考えから、次の3点についてお聞きいたします。

1点目、現在行われている公的な起業、創業支援について、国、青森県、むつ市、各種経済団体が行っているものにどのようなものがあるのかお尋ねをいたします。

2点目、多岐にわたる課題について、相談、助言、コーディネートできる人材の育成が必要だと考えます。このような人材のことをインキュベーションマネジャーと呼ぶそうであります。インキュベーションとは卵をかえすふ化器のことで、起業家を育てるという意味があります。このインキュベーションマネジャーの必要性和育成について市長のご所見をお伺いいたします。

3点目、全国には起業家を支援する施設としてインキュベーションセンターと呼ばれる施設が数多くあります。これは、起業家に対し、オフィスを安価で提供したり個別の相談に対応したり、地域との連携、交流を進めたりする施設であります。新しく生まれた起業家たちがここで成長し、最終的には巣立っていくという場所です。このインキュベーションセンターの必要性和整備について、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第2は、公契約についてであります。公契約とは、国や自治体が公共工事や委託事業を民間事業者が発注する契約のことで、公共契約とも言われております。現在国や地方自治体の深刻な財政難の理由から、公共サービスの効率化やコスト縮減が進む中で、低価格、低単価の契約、発注、業務委託が増大してきています。その結果として、受注先企業の経営悪化、雇用の悪化、労働者の賃金、労働条件の低下など悪影響が出ております。また、近年あらゆる部門にわたって民間への外部委託化が急増しております。国や地方自治体のサービスが民間に委託された場合、従来正規の公務員が担ってきたサービスに従事する民間労働者の賃金、労働条件は同一業務を担っていた公務員のそれよりも相当に低くなっているという現状があります。何が言いたいのかというと、税金を使った公契約においてワーキングプアをつくってはならないということであり、発注者として行政が地域経済に対して果たすべき役割や責任をきちんとすべきであるということです。

以上のことを踏まえまして、以下の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、公契約の抱える課題等の現状認識について、市長のご所見をお伺いいたします。

2点目、むつ市の公契約の基本理念についてお伺いをいたします。

3点目、価格だけにとらわれない新たな入札、

契約方法について、どのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

質問の第3は、産業観光の推進についてであります。長崎市の軍艦島クルーズや工業地帯での工場夜景ツアーのように、歴史的、文化的価値のある産業遺産、先端技術を誇る工場、伝統工芸の工房などを訪れる産業観光が全国各地に広がってきています。この産業観光は、ニューツーリズムの一つとされ、地域の人々や生産に携わっている人々との触れ合いや交流を介した見学と体験と、そこに生まれる知的充足感がポイントとなります。旧来型の物見遊山の観光とは異なる知的好奇心を充足する観光として期待が高まっています。旅行会社が主導ではなく、地域の特性を生かすことから、地域活性化につながる新しい旅行の仕組みであります。

昨年度よりむつ市においても下北地域県民局と下北観光協議会がタイアップして新しい着地型観光商品の開発を進めていると聞いております。まさに産業観光は、それに合致するものであります。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目、産業観光資源について。むつ市の産業観光資源となり得るものにはどのようなものがあるのか、新たな産業観光資源として期待しているものは何かについてお伺いをいたします。

2点目、官民連携と事業化の推進について。民間の持つ産業観光資源の活用はどのように行うのか。官民一体となった事業化の取り組みはどのように進めていくのかお伺いをいたします。

3点目、社会科見学についてであります。この産業観光は、身近な社会科見学と呼ばれており、地域社会への貢献として、主に小・中学生への総合学習や社会科見学を通して教育的な効果をもたらすという一面もあります。身近な社会科見学の場が産業観光へつながっていくということでもあります。

そこで、むつ市内の小・中学生が行っている社会科見学の場所にはどのようなものがあるのか。むつ市の公共施設の社会科見学に対応するための整備、受け入れ体制はどうなっているのかをあわせてお伺いをいたします。

先日東北新幹線新青森駅開業の新ダイヤが発表されました。県内の反応はおおむね良好のようです。しかしながら、我々むつ下北にとってはまだ喜ぶわけにはいきません。なぜなら新幹線に接続する青い森鉄道とJR大湊線のダイヤが発表されていないからです。接続の利便性がどのように図られるのかが問題であります。今までよりも不便になるようなことがもしあれば、むつ下北に新青森駅開業効果がないに等しいことになってしまいます。いま一度むつ市ご当局におかれましては、接続のダイヤが発表されるまで運動を続けていただきたいということを一言申し上げ、以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、起業、創業支援についてのご質問の第1点目、現在行われている公的な起業、創業支援についてであります。新たな会社が立ち上がり事業を展開することは、新たな雇用の創出など、地域経済の活性化に大きく貢献いたしますことから、起業、創業支援は都道府県、政令指定都市、中小企業連合会など公的団体により全国各地で実施されているところであります。具体的な支援策といたしましては、インキュベーション施設、総合相談窓口、各種セミナー、専門家派遣、補助制度、低利融資制度などがあります。青森県では、産業雇用対策を最重要課題として位置づけ、新たな産業、雇用創出を目的に、起業、創業のためのスペースとして夢クリエイティブ工房を県立弘前高等技術

専門校に開設し、入居者に対し、財団法人21あおもり産業総合支援センターのインキュベーションマネージャーなどによる継続的なアドバイスが行われているところであります。

また、青森市及び八戸市には総合相談窓口、講座セミナーなどを行うための拠点施設が整備されております。むつ市内におきましては、経済産業省の委託事業としてむつ商工会議所が青森県中小企業応援センターの指定を受け、起業、創業の相談を随時受け付けております。この事業では、さらに高度な支援が必要とされる場合は、財団法人21あおもり産業総合支援センターのインキュベーションマネージャーによる具体的な助言や現地指導を受けることが可能となっており、年に数件の利用者があると伺っております。

次に、質問の2点目、インキュベーションマネージャーの育成についてであります。当該職種は起業、創業を目指す会社経営経験の少ない方々に対し、事業の知識、経営資源など必要とされる情報を幅広く提供し、事業達成へと導く起業支援、起業家育成の専門職であります。インキュベーションマネージャーは、起業支援に必須とされる職種であり、有用性は十分に認識しているところでございますが、支援を行う分野は事業計画作成、資金調達、人材確保、税務法務手続、経理決算など多岐にわたり、育成するためには相当の年月を要しますことから、市独自の育成は難しいものと考えているところであります。

次に、質問の3点目、インキュベーションセンターの整備についてであります。インキュベーションセンターは、起業、創業の準備スペースを事務機器を含め提供し、起業、創業の具体的な計画立案を行うための施設であります。当該施設は、起業、創業当初の一定期間、低廉な費用で創業準備スペースを提供いたしますことから、創業時の資金対応を含めた支援策としては非常に有効であ

と思われます。しかし、起業、創業をスムーズに進めるためには、インキュベーションマネジャーによる会社運営のノウハウ移転が行われたうえで、インキュベーションセンターのハード的支援が機能するものであり、さきにお答えいたしましたとおり、インキュベーションマネジャーの配置が難しい状況下において、インキュベーションセンターのみを整備することは難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公契約についてのご質問にお答えいたします。先の見えない不況や深刻な雇用情勢を反映し、地方自治体の財政状況もいまだ厳しい状況にあります。全国的に見てみましても、このような地方自治体の財政悪化を背景に、発注される公共工事や業務委託における競争入札の多くが低価格での受注となり、そのしわ寄せが企業の人件費に直結して、低賃金化や労働条件の悪化をもたらしているのではないかとの報道もあり、この発注形態が官製ワーキングプアを生み出す要因の一つではないかと危惧されているところでもあります。

このような状況の中で、地元への就職が厳しい当地域においては、適正な賃金での雇用を確保する必要について論をまたないところでありますが、それと同時に雇用の受け皿としての地元企業の振興、育成もまた大変重要なことであると認識しております。

こういった意味で、本市が発注する工事等の公契約につきましては、公平性、公正性といったことに意を用いながら、市内業者を優先した指名競争入札を積極的に推進しているところであります。これにより、市の発注する工事等の大部分は市内業者が受注しており、結果として安定した雇用の確保が図られているものと考えております。

次に、むつ市で行っている公契約の基本理念についてのご質問ですが、本市における工事等の公契約につきましては、法令等の規定に基づ

き公平性や公正性及び経済性を前提とした発注を基本とし、市民の信頼及び請負業者の育成、地域経済の活性化などの観点から、地元企業を優先に発注することを念頭に置いて執行しており、今後におきましても同様の理念で進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな入札、契約方法についてのご質問ですが、本市では公共工事の品質確保を促進する法律の施行を受けて、昨年度むつ市建設工事総合評価指名競争入札試行要領を制定し、総合評価落札方式を導入しております。この方式は、従来の価格だけによる競争と違い、価格のほか施工計画、工事实績といった価格以外の要素を総合的に評価して、最も評価の高いものを落札業者として決定する方式で、過剰なダンピング等による下請業者へのしわ寄せ、品質低下を防ぐ目的で導入したものであります。昨年度から一部工事において試行的に実施しておりますが、工事の品質向上が図られ、受注業者の育成にも寄与しているものと考えております。今後におきましても、総合評価落札方式を積極的に推進していくとともに、さらなる適正化に向けた入札制度の運用について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、産業観光の推進についてのご質問にお答えいたします。産業観光の推進についての第1点目、産業観光資源について、第2点目、官民連携と事業化の推進については、相互に関連性がありますので、一括してお答えいたします。

産業観光とは、中村議員ご承知のとおり、歴史的、文化的に価値のある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて物づくりの心に触れることを目的とした観光の一つで、新たなトレンドを生み出しております。自動車、陶磁器など、日本有数の製造業の集積地であります名古屋圏において、およそ15年前に産業観光推進協議会を発足さ

せ、圏域の27施設をピックアップし、パンフレットの作成、モデルコース設定等のキャンペーンを始めたのが観光産業に産業観光というコンテンツが加わった始まりのようです。また、最近の事例としては、外国人が殺到して一時入場が制限された築地市場も産業観光資源の範疇に入るものと考えます。

むつ市においても、経済産業省が産業遺跡群として認定した旧大湊ホテルや安部城鉦山跡地、海上自衛隊や航空自衛隊の諸施設、また現在操業している縫製工場、地酒の醸造元や木工工場などは産業観光資源になり得るものと思われ、特に旧海軍の石づくりの施設が点在し国の重要文化財に指定されたアーチ式水道施設を有する水源池公園周辺は、資源として価値が高いものと認識しており、既に新たな観光ゾーンを創設すべくワークショップを開催しているところですし、さらに本市を含めた下北地域においては原子力関連施設の集積が進んでおり、これらも広い意味では新たな産業観光資源として期待しているところです。

これらの資源が下北の観光の新たなスポットとして広く認知されることは、近年の観光客のニーズの多様化に対応し、観光産業を守り立てる一つの大きな要素であると考えられるものであります。しかしながら、現時点ではむつ下北において産業観光資源が広く認知されているとはいいがたい状況にあることも事実であります。日本の産業は、東京、名古屋、大阪、福岡を縦断する太平洋ベルト地帯を中心に集積された歴史的経緯があり、これらの地域と比べまして、資源の発掘など、一層の検討が必要であります。

現在操業している工場などは、原子力関連施設のPRのように、自前の施設が整備されているほかは、施設を所有する民間事業者のご理解と連携がなければ観光産業スポットとはなり得ないもので、今後さらに検討を続けてまいる所存であります。

すので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の社会科見学につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 中村議員の社会科見学についてのご質問にお答えいたします。

まず、市内各小・中学校で実施されております社会科見学の見学場所についてお答えいたします。昨年度の実績といたしましては、市役所を初めとする官公署や公共交通機関、医療、福祉施設、学校、幼稚園、保育園、市内商業、製造業施設、報道、通信、サービス業等を見学しております。小学校では、生活科、社会科の授業、総合的な学習の時間の一環として、市内すべての小学校で社会科見学を実施しております。中学校では、主として総合的な学習の時間を利用し、主体的に進路を選択できるような能力や態度の育成を目指し、市内すべての中学校で職場体験学習を実施しております。体験場所としましては、希望職種により小学校の見学場所より広範囲にわたっており、学校によっては三十数カ所の事業所で職場体験学習を実施しております。

次に、公共施設の社会科見学に対応するための整備についてお答えいたします。公共施設の社会科見学については、毎年小学生は上水道管理センターや清掃センターを訪問しておりますし、中学生は市役所、消防等での体験学習を実施しております。これらの見学体験学習等については、学校が各施設に受け入れを依頼する立場にあることから、学校が意図した形での教育的効果が得られるよう、各施設と学校とのさらなる連携の強化を働きかけていく必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、学校が公共施設の社会科見学等を実施する際に、教育的効果を十分に引き出せるよう学校の要望に基づき各所管部

署に見学等への協力要請をするなどの対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） それでは、まず起業、創業支援についてお聞きをしていきたいと思いますが、現在行われております公的な支援というのは、県や経済団体を初め数多くあるというのはわかりました。ただ、いろんなメニューがあったり、いろんなところでやっていて、なかなか1カ所というふうなことができていなくて、非常にわかりづらいなという感じを受けました。市役所に来たときのサービスでもそうだと思うのでありますが、やはりこのようなことはワンストップでできる、答弁の中にもありました総合相談窓口というのが必要だと思います。ただ、それに向けたインキュベーションマネジャーの育成でありますとか、インキュベーションセンターの整備につきましては、なかなか市単独では難しいというふうなことを今お話をされました。確かに非常に専門性が高く育成というのは難しいかもしれませんが、そこまで完璧なものでなくても私はいいと思います。この地域に合った形でのそういうコーディネートのできる人を探したり育成したりしていくのがこの地域で新たに創業、起業する人のための支援につながっていくと思いますので、ここはぜひともやってほしいという観点からお聞きをしたいと思うのであります。

先ほどの答弁でありますと、支援内容が多岐にわたっているということで、何点か説明をされておりましたが、それを聞いておまして、一部は当てはまらないのかもしれませんが、ほとんど市役所で行っている業務に当てはまるのではないかなというふうな感じを受けました。そうであるならば、その市役所内での横の連携をうまくすれば、これに近いようなサービスができるのではないかと

と思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） インキュベーターというのは起業というのだそうですけれども、今回の一般質問で、私もちょっと勉強させていただきました。かつてアメリカのほうで大きな工場があいていて、それを仕切って、そして起業家を育てるためにというふうなことで、まずハードの部分から始まったそうございまして、その後ソフト面をどうするかというふうな形で、これがアメリカの大きな流れで、そしてまた日本でもその流れをくんで、この形でインキュベーションセンター、インキュベーションマネジャーというふうな考えで新たな企業を起こして、創業を手助け、サポートをしていこうというふうな考え方になってきたという歴史的な経緯があるようございまして。

その部分において、当市では先ほど壇上でもお答えいたしましたように、なかなかインキュベーションセンター及びマネジャーというふうなものを養成するということは非常に専門的な部分がございます。難しいものがあると、私はこういうふうに思い、答弁をさせていただいたわけでございます。ならば、全くそれに市としてかかわっていかないのかというふうなことでは、それはまた違うと、こういうふうに思います。さまざまな部分でむつ商工会議所、また県、そしてまた中小企業連合会、そういうふうな形の中で、常にむつ商工会議所においてはお知らせの中で、青森県中小企業応援センター、こういうふうなものが開設しているということをお知らせしております。そしてまた、むつ商工会議所では今年度は7月24日から25日まで、青森県の補助事業といたしまして、創業セミナー2010というふうなものも開催しており、そして受講者数が20名というふうなこと、それからこれまでの実績

の中でも、昨年度になりますけれども、創業相談件数が15件、うち創業件数が6件と、相談が15件でなりわいを起こしたというふうなのが6件あったそうでございます。業種的には飲食業、卸売業1件、サービス業1件、建設業1件、漁業1件というふうな形で実績を積んできておるわけでございます。そういう意味では、もっともっとうこうふうなところのPR、これはしていかなければいけないという認識は共通しております。

ただ、またむつ市役所に来たときどういう窓口があるのかというところは、昨年度より組織を改編いたしまして、産業政策課というふうなもので、幅広い形の中で相談に来た際にはアドバイス等々ができる体制、これは十分とっていきたいと、このように思っております。

この産業政策課が今取り組んでおります企業連携というふうなもの、新たな創業ではございませんけれども、現在の企業の力をつけていただいて、原子力産業、これに参入をしようというためにさまざまな資格試験をとってもらおうべくサポートしていると、これも一つのふ化、インキュベーション、インキュベートというふうなことにつながってくるのではないかなと、こういう思いをいたしているところでありますので、どうぞその部分におきましては、中村議員もさまざまな各団体でのご活躍もしておりますので、PRもお願いいたしたいと。市としては、放置しているというふうなことではなく、産業政策課を窓口として、起業の部分、この部分についてはご相談がありましたら、さまざまな制度のご説明を詳しくしていきたいと。たしか青森県のほうでのアドバイザー、インキュベーションマネジャー的な活動をしている方もむつ市の出身のように私は記憶をしております。そういうことで、さまざまな部分でサポートはしていきたいと。決して否定をするものではないでございます。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 支援に対しましては、否定をするものではないということでもありますので、その言葉を聞きましたので、もうちょっと突っ込んで質問してみたいと思うのでありますが、いろいろな起業支援というのがあるかと思うのでありますが、やはり会社を始めようとされる方の一番の不安は、果たして経営が成り立つのであろうかというところが非常にウエートを占めるのが大きいのではないかというふうに思っております。そうであるならば、その部分を少し行政として後押しするような何かそういうふうな政策があれば、この地域でもっともっと起業に向けてチャレンジしてくる人が出てくるのではないかなというふうな思いをしております。

そこで、今現在むつ市では緊急雇用対策としていろいろな事業をして、雇用のほうを支えているのでありますが、これらの予算の一部を使いまして、そのような創業をこの地域でしたいと考えている方に緊急雇用対策の一環として助成をするというふうな考えはどうでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この緊急雇用対策につきましては、国の制度、補助の問題がありまして、指定をされているものでございます。ただちに職について、そして雇用を確保していく、そして生活を成り立たせるというふうな制度でございますので、それを適用してこのインキュベーションを育成するというふうなことは、なかなか難しいものがあろうと、このように思います。

また、前段のほうで起業したい、要するになりわいを起こしたいというふうなときに、市役所に来て、その経営が成り立つだろうかというふうな趣旨のお尋ねかと思うのですけれども、なかなか公務員の方々は、そういうふうなりわいについてのノウハウは持っていないように私は思ってお

ります。今むつ市役所600人超える人数がおりますけれども、隠れた才能を持っている方もあろうかと思っておりますけれども、なかなかそういうふうなところで、例えば全く新しいなりわいをしたいと、それについて、これ経営が成り立つのだろうか、さまざまな情報、そういうふうなものということは、ちょっと持ち得ていないのではないかと。また、そういうふうな訓練も、経営の部分において、公的な公共財、こういうふうなものについての経営はなれていると思うのですけれども、私的経済の部分、そういうふうな部分においてはなかなか不得手な部分があるのではないかと、こういうふうにご認識しておりますので、産業政策課のほうにお越しいただければ、金融面についてはこの機関、そしてまた制度について、決算、そういうふうなこと等についてはこの機関というふうな形でご案内をさせていただくというふうなことになろうかと思っております。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） その緊急雇用対策事業なのですが、メニューを見ますと、この予算がなければ、普通のむつ市の一般会計から出してやらなくてはいけない事業もあります。そういうふうな部分も中身を見たうえでのお尋ねであったのですが、このことにつきましては、また別な切り口でちょっとお尋ねをしていきたいと思っております。

続きまして、公契約についてであります。答弁にもありました、やはり低価格などの入札によりまして、そのしわ寄せが企業のほうに行っているのではないかと懸念はあるということでもあります。現在公共工事の入札の場合、予定価格というのがありますが、これはどのような形で決定されるものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 予定価格の設定について、

どういう手順で設定されるのかということのお尋ねでございますけれども、例えば道路工事等の場合でありますとか、そういう工事等でありまして、まずその積算基準となります人件費の部分、あるいは工事に要します部材の部分、それから設計に要する部分でありますとか、さまざまなそういう工事を行うための価格の要素ともなります積算するための経費等が一般には市販されております、そういう価格の部分。そういう部分を積み上げていたしまして、それに事業者の利益となります手数の部分とか、そういうものを積み上げていたしましてものが予定価格ということで、一応私どものほうで積算しておる、そういうことでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 今の説明ですと、ある程度中身を積み上げていって、なおかつ受注されます企業の利益も含めた形で予定価格が設定されていると。そうしますと、我々に提示されております資料のほうを見ますと、むつ市の入札率というのはおおむね90%台が多く、たまに80%を切るような部分の入札があります。そうすると、その工事の品質が適正に確保されると考えるその落札率というのは大体どれくらいだと考えておりますでしょうか。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 工事におきましては、調査基準価格という価格がございます。それは、今議員お話しのように、いわゆる私どものほうといたしましては、税等を使ったそういう公共事業を行うときにはできるだけ安いコストで、しかも品質のいい工事を行っていただきたいというのが私どもの本音の部分でございます。ただ、それは一方では相反する、いわゆるいい工事はしてもらいたい、だけれども安い費用でやってもらいたいというふうな部分ということでございます。ただ、その2つの要素というものをちょうど折り合いよ

く調整いたしますといいますが、いわゆるこのくらの経費を下回るようであれば、適正な工事は、これはできないのではないかとこのふうなラインの設定がございまして。それが調査基準価格ということで、入札された業者さんがその線を下回って札を入れていただくと、入札に参加された業者さんの中で、その業者さんが一番低い価格であったとしても、そういうことになるとその工事が円滑に行われない可能性があるという懸念もありますことから、そういうラインを設けてございまして。一概にどのくらいということではないのですけれども、一応その基準というものは定めてございまして。具体的な数字につきましては、その工事工事というふうなことになります。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 調査基準価格ということが今話されましたが、低価格入札で落札されました方の話の中で、よく企業努力というふうなことを言われるのですが、この企業努力といいますが、大体はその影響というのは人件費でありますとか、それこそ下請、孫請の業者のほうに負担がかかっていくのが多いそうであります。やはり公契約を通しての入札とか、この契約が地域経済の発展、地元企業の育成、市民の雇用環境の安定に対して寄与していかなければいけないという思いは私も非常に強く思っております。現実の問題といたしまして、ここ10年以上設計労務単価といいたししょうか、これは下落をしております。この単価というのは、国なり役所のほうで決める単価でありまして、それこそ所得をふやしていこうというふうな動きに対して、私はちょっと矛盾しているのではないかなというふうな考え方を持っております。

そういうふうなことも踏まえまして、壇上でもお話をいたしましたとおり、価格にとらわれない入札方法というのがやっぱり今後研究が必要だろ

うということでもあります。むつ市におきましても、総合評価方式ということで昨年度から取り入れているということではありますが、実績としてどれくらいあるのか、またこれを今後どのような範囲まで広げていきたいというふうな考えがあるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 総合評価方式、この部分につきましても、有効にこれからも活用していきたいと、このように思います。

件数等については、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 先ほどもお答え申し上げたところでございまして、昨年この導入というものを決めてございまして。昨年は、年度途中でありましたことから、件数といたしましては1件でございまして。下水道事業の工事1件を、この方式によって行っております。ことしは、この件数をさらに広げてまいりたいと。まだ最終的にはどのくらいというふうな決定はしてございせんけれども、できるだけ少しずつでも広げてまいりたいというふうな考えでございまして。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 今は総合評価方式というふうなことでの取り組みであります。これに加えまして、いろんな要素を含めたような形での新しい入札方法といいたししょうか、発注方法というのをぜひとも今後とも研究をしていただきたいというふうな思いです。

産業観光の推進についてであります。下北地域県民局と下北観光協議会との研究が昨年から行われているわけなのでありますが、お話をすると、そろそろ商品化に向けたのがある程度形を見て、商品として提示されるというふうなことも聞いておりましたが、昨年度から商品として研究された中で新たに産業観光などを含めた新しい商品とい

うものにはどういふふうなものがあるのか、その辺おわかりでありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この産業観光は、現在稼働している産業、そういうふうなものをまずご見学、そして知的好奇心をわき起こしてもらおうと、そういうふうなまた一つの側面もありますし、また別の面で、もうその施設はとまってしまったのだけれども、歴史的、文化財的な意味があるというふうなことで、その歴史を回想しながら、また知的好奇心をわき起こすという2つの側面が私はあるのではないかなと、このように思っております。

当市では、さまざまな場面の中でそういうふうな産業観光につながるものがあろうと私は認識しております。例えば先ほど新幹線のお話もございましたので、新幹線で新青森駅にお越しいただいた観光客の方は、高速艇で脇野沢地区に入りますと、そんなに規模は大きくないのですけれども、ふるさとの香りがいっぱい漂う、そしてまた日本の食の原点というふうな感じの炭火であぶっている焼き干しづくり、ああいうふうなものも非常に魅力のある、東京でこれ1回報道されたことがあるのですけれども、東京だけの放送で、そういうふうなことで、後で聞かれたことがございました。炭火でイワシの焼き干しをつくっている。煮干しではなくて焼き干しを丹精込めてつくっている、ああいうふうなシーン。そしてまた、西通りに入ってきますと、陸路で下北ワイン、これはまさしく1次産業、2次産業、3次産業というふうな形での、今言う6次産業、生産、そして加工、そして販売というふうな形、あのワイナリーの風景、そこにブドウ畑というふうな形の中で、非常にこれからPRをしていくいっぱいそういうふうなものがあろうと。また、先ほど壇上でもお答えいたしましたように、大湊地区の水源地にかかわる歴

史的な財産、そういうふうなものがあります。また、大畑地区では海峡サーモンをどうやってつくっていくのか、そういうふうなさまざまな部分での今つくっているもの、そしてこれまであったもの、また川内地区では安部城鉱山、そういうふうなものもこれからしっかりと手がけて、着地型というふうなことで産業観光、歴史的なもの今つくっているもの、そういうふうなものもこれから考えていかなければいけないし、その現況等については担当のほうからお答えいたしますけれども、ここは原子力産業が非常にありますので、先般も中間貯蔵施設、8月31日、設工認がおりましたら、ただちに視察の方々を2チームくらい、20人くらいの視察の方々がお越しになっていると、そういうふうなものも一つの交流人口の中では期待ができるものと、産業観光の一つとしてとらえることができるのではないかなと、このように思っております。

具体的には、件数等については担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市長答弁に補足説明させていただきます。

現在着地型商品の開発ということで、当初約90品近くの事業商品プランが出されたわけなのですが、現在約30ほどに絞り込まれまして、現在もなお検討している最中でございます。この中に産業観光という部分では、残念ながら数多くはございません。先ほど市長答弁の中にも出ましたけれども、川内のブドウとワイナリー、この部分が今一つの商品として検討されている状況でございます。あとはそんなに産業観光のほうは多くございませんので、今年度だけではなくて、今後の事業展開の中で、そういった産業観光という視点からの商品開発もこれから検討を進めてまいりたいというふうな考えてございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 今部長の答弁の中で30くらいに絞り込まれてきている、その中でワイナリーということを1つ挙げられましたが、30まで絞り込まれましたこの商品は、それこそいつごろ日の目を見ることができるのでしょうか、そのあたりのめどというのも立っていないのでしょうか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 大分絞り込まれてきて、商品化の可能性は高いものと考えてございますが、あとはその取り扱いをしていただきます旅行者さん等々との、要するに商業的にペイするのかどうかといったことも当然これから細かい検討が必要となりますので、現段階で30が俎上に上がって絞り込まれたということでございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（中村正志） 私の時間もあと少しでありますので、次の質問で最後にしたいと思います。

社会科見学についてなのでありますが、むつ市でよく行っております社会科見学の公共施設について、見に行ったときに感じることは、最初からこういうふうなことを受け入れるようなことを思って、果たしてその部分にも考慮して設計がされているのだろうかというふうな部分を非常に感じております。ことし行政視察で訪れました焼却施設の場合は、もう最初からたくさんの方が見に来るということを想定して、それらに配慮した設計になっておって、十分社会科見学の場所として活用されておりました。この点は、直接教育委員会のほうに関係あるのかわかりませんが、今後むつ市の公共施設をつくる場合、そういうふうな社会科見学にも対応した、配慮した設計というのが必要だと思いますが、そのあたりについてはどう考えているのでありましようか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これから大きな公共施設の

展開というのはなかなか厳しいものがあると思います。しかしながら、現存の公共施設等々で社会科見学等行う場合は、しっかりとしたコースどりをし、さまざまな場面で、特に小・中学生の場合においてはわかりやすいような説明ができるような体制、これをとっていかなければいけないものだというふうに思っております。今公の部分でのお話でございますけれども、民の部分においては、なかなかこれは相手方もございますので、ご理解をしていただく、そしてまたご協力を仰がなければいけない、そういうふうな部分があります。

また、私先般地元企業というふうなことで視察をさせていただきました。コースは整ってはいるのですけれども、機械等が非常に危険性を伴う場合もあるというふうなことで、大人数の子供たちをご案内するというふうなことはなかなか難しいような状況にあるところであります。糸を巻いたり、ああいうふうな機械がかなりたくさんありますので、そういうふうなところはなかなか難しいところがありますけれども、どういうふうな部分が可能なのか、そしてまたそういうふうな部分においては、市民ホールに地元企業というふうなことでのコーナーも今徐々に整いつつありますので、そういうふうなところでご理解を深めていただくような手法、これもとっていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時08分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（村中徹也） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） むつ市議会第205回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問をいたします。市長及び理事者におかれましては、前向きなご答弁、よろしくお願いをいたします。

8月31日、使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設が始まりました。今もってむつ市以外で受け入れを表明している自治体はありません。なぜむつ市だけが受け入れたのでしょうか。市民は言います、お金が欲しいからと即答いたします。中間貯蔵施設は、倉庫のようなもので安全なものだとむつ市は説明しました。しかし、何かあったときの対応のためオフサイトセンターを建設するとむつ市は言います。やはり100%安全ではないということなのであります。

中間貯蔵施設は、東京電力が中心となつてつくりまします。安全な施設であれば、東京や東京の近くにつくればいいものであります。なぜわざわざこんなに遠くに運んでくるのでしょうか。安全でないから、住民が許さないから東京などには建設できないのであります。

市長は、IAEAの国際会議で、住民にわかりやすく情報を提供するために説明会や専門家会議などさまざまな会合を計画しましたと報告をいたしました。十分な情報、説明だったのでしょか。六ヶ所再処理施設建設以来青森県は、原発推進の御用学者が多く動員され、原発ありきのパンフやお金に糸目をつけないマスコミを利用した原発推進の一方的な宣伝が垂れ流しされている地域となっております。むつ市民に公平な立場で情報を提供したのでしょうか。また、何人の市民に説明したのでしょうか。一方的な中間貯蔵施設ありきの情報提供と説明ではなかったのでしょうか。

前市長が平成15年に中間貯蔵施設の誘致表明をし、それを受け市民は、住民投票をしてほしいとして運動をしました。宮下市長は、当時一議員であり、住民投票に反対する先頭に立ち、平成15年9月定例会では「議会制民主主義を守る立場から、住民投票条例案を退けるものであります」と住民投票条例案に反対討論をいたしました。結局使用済み核燃料中間貯蔵施設は議会が承認し、住民合意はないまま誘致されてしまいました。宮下市長は、市民に説明はするけれども、住民投票という形で市民の意思を確認する考えは今もってありません。それでも「まちづくりの主役は市民」と言います。「まちづくりの主役は市民」という言葉は、住民投票を率先して行う自治体の長が言う言葉であります。

下北半島が原発半島となってきた原因は、自民党政治がアメリカ言いなりの輸入自由化を推し進め、農業、林業、漁業での生活を困難にしたこと、また大企業、都会中心の政策を推し進め、地方から仕事を奪い、その結果地方自治体の税収が減り、さらに地方交付税も減らし、自治体が財源に困るような状態にしてきたこと、そして財源に困る自治体に国策と称し、住民が嫌がる国の政策をお金とセットで押しつけてきたという自民党政治の悪政が主な原因であります。しかしながら、幾ら財源が欲しいとはいっても、使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致に当たっては危険が伴う施設であり、永久貯蔵施設の可能性がある施設でもあり、むつ市としては住民の意見を聞き、住民の意思を確認する市政が求められるものであります。地方を衰退させてきた自民党政治を変え、地方で働き、生活ができる政治にしていくことこそがそもそも根本的な解決策であります。

現民主党の政権もまだまだ自民党政治から脱却できておりません。日本は、国の悪政によるセーフティーネットの不完全さから、自殺者3万人と

いう犠牲を払ってきました。これ以上の犠牲者をふやさないためにも、早期に新たな政治を、それこそ憲法に明記する国民主権、国民こそ主人公の政治を実現しなければなりません。住民を得ることなく一方的な情報と説明で強行した使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設に反対を表明し、一般質問に入ります。

第1点目、旧庁舎跡の利用についてであります。まず、市の考えについてお聞きいたします。特になければ、旧庁舎跡にまだ使える建物をむつ市郷土館として利用または改築することを提案したいと思えます。むつ市には、むつ市の全体像がわかる施設がありません。むつ市の歴史を知り、先人の姿を知り、現在があることが知ることができる施設、むつ市の歴史、自然、文化などがわかる施設があれば、むつ市民はむつ市民に誇りを持ち、むつ市を大切にしよう、むつ市をよくしようと思ひ、郷土愛も多く芽生えるものとなります。むつ市が豊かな自然を取り戻し、豊かな自然と共生しながら発展するむつ市を築く拠点となる郷土館としての利用を検討すべきと思いますが、お聞きいたします。

次に、質問の第2点目、情報公開についてであります。埼玉県和光市では、松本市長がほんとうの市民主権を目指すという項目であります。これまでも和光市は、市民参加条例の制定や協働の推進などの市民参加を推進してまいりましたが、これをさらに強力に進めてまいります、一定の要件を満たせば自動的に住民投票が行える常設型住民投票条例の制定を目指してまいります、開かれたわかりやすい市政を推進すると表明し、情報公開と民主主義の徹底を推し進めております。すべて和光市のようにとは言いませんが、市長自らの交際費と資産等のホームページへの情報公開と各審議会が一目でわかるようにホームページに掲載し、市民が審議会に参加したくなるような工夫を

すべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の第3点目、まちづくりについてであります。墓地と住環境についてお聞きいたします。むつ市は、中心にお寺があり、墓地があります。昔は、田名部の中心は本町と田名部町であり、お寺はその周りに建てられておりました。現在は、お寺が住宅地に囲まれ、町の中心に存在するという状態になりました。むつ市内の墓地の現状はどのようになっているのでしょうか。問題となっている場所はないのでしょうか。むつ市の墓地設置基準があるのであればお聞きいたします。特になければ、今後どういう判断で設置許可をするのでしょうか。どこでもよいということになっているのでしょうか。墓地の経営許可に関しては、周辺的生活環境との調和も一つの判断要素である、地域の実情に応じて学校、病院、その他の公共施設、住宅、河川等との距離が一定以上あること等を求めることが考えられると厚生労働省は墓地経営・管理の指針を出しております。厚生労働省の指針をどのように考えているのでしょうか。むつ市でも一定の設置基準を設け、周辺住民との調和がとれた墓地のあり方を目指すと思いますが、お聞きいたします。

質問の第4点目、教育行政についてであります。まず、文部科学省の第8次教職員定数改善計画案などについてです。文部科学省は8月27日、第8次教職員定数改善計画案、30から35人学級の計画案等を決定いたしました。これを受けむつ市ではどのような対応が考えられるのでしょうか。特になければ、県内でも有数のマンモス校である田名部中学校では教師の負担と生徒のストレスが他校に比べて高くなっていることを市民から聞いております。文部科学省の30から35人学級の計画実施を機会に田名部中学校のマンモス校を解消すべきと思いますが、お聞きいたします。

次に、国連の子どもの権利委員会の勧告とむつ

市の現状についてであります。子どもの権利委員会の勧告をむつ市はどのように受けとめているのでしょうか。子どもの権利委員会は、過度に競争的で子供の発達にゆがみをもたらしていると指摘された教育制度については、これまで以上に厳しい懸念を表明しております。高度に競争主義的な学校環境が、いじめ、精神的障害、不登校、登校拒否、中退及び自殺に寄与していると指摘しました。むつ市の現状はどのようになっているのでしょうか。問題はないのでしょうか。過度の競争教育にならないよう配慮し、バランスのとれた適度の競争教育にとどめ、人格の全面発達を目指すことを教育の目的とすべきと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

横垣議員、ご質問の冒頭にさまざまお話しなされましたけれども、私は議会のルールに従いまして、通告されたことのみ答えさせていただきます。

まず、旧庁舎跡利用についてのご質問の第1点目、市の考え方についてであります。旧庁舎に係る移転基本計画に基づいて、今年度、議会棟を含めた旧本庁舎を解体整地することとしており、本年9月末から10月をめどに解体工事を発注し、11月末には解体工事が完了する予定となっております。また、北庁舎、東庁舎、南庁舎及び情報センターは、現在建物の安全性を確認するため、旧庁舎耐震等診断業務を委託し、業務完了を9月末日として進めているところであります。その診断結果によって、用途に応じた改修の必要性の有無や、それに伴う経費合理性などから、残存建築物の建物用途がある程度限定される可能性があるものと考えております。したがって、残存建築物の

耐震診断の結果を踏まえ、利用の適否も含め、利活用について具体的な検討を行っていきたいと考えておりますし、横垣議員ご提案の郷土館の必要性については、長期総合計画の主要計画として、学芸員の配置や、仮称ではありますが、むつ市歴史民俗資料館の整備に努める旨うたっているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目、むつ市郷土館としての利政策については、教育委員会からお答えいたします。

次に、情報公開についてのご質問の第1点目、市長交際費支出基準と交際費公開について及び第2点目、市長の資産等の公開についてのご質問は、担当からお答えいたします。

次に、第3点目、各種審議会の公開についてのご質問にお答えいたします。現在当市には33の附属機関が設置されております。昨年度中に開催された附属機関の会議のうち、会議そのものを公開したり、または会議録を公開したところは、そのうち3つという結果でした。市の政策形成過程の透明性を高め、市民に開かれた市政を推進するためにも、附属機関の会議については会議の公正かつ円滑な運営に支障のない範囲内において公開とし、さらに会議録を公開するなど、市民との情報共有を図っていくことが望ましい姿であると考えられます。

ことし2月に策定いたしました第5次行政改革大綱では、「まちづくりの主役は市民」とする観点から、市民協働参画の理念のもと、いかにして市民参画の機会を拡大していくかということを大きな課題としております。市民が附属機関の会議に足を運んだり、委員の公募に興味を持つきっかけとなるように、ホームページ等の掲載方法を工夫し、会議についての情報をわかりやすくお知らせすることは、この市民参画の機会拡大の取り組みの一つとして非常に有効なものであると考えま

す。他自治体においては、附属機関の所掌する事務の内容、会議の開催日程、会議録、委員の公募情報等を一覧表にしてホームページに掲載しているところがありますので、それら自治体の取り組みを参考としながら、当市においても附属機関の会議についてのわかりやすい情報提供について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、まちづくりについては、担当部からお答えいたします。

4点目の教育行政につきましては、教育委員会よりお答えいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 横垣議員の旧庁舎跡利用についてのご質問の2点目、むつ市郷土館としての利用、改築についてのご質問にお答えいたします。

先日の工藤議員のご質問にもお答えいたしました。各地区に多くの文化財、民具等の歴史的資料を保管している状況から、教育委員会といたしましては、将来的に文化財、歴史資料等の調査研究、そして市民への学習機会の提供等を目的とした、仮称ではありますが、歴史民俗資料館の建設を目指したいと考えております。この施設は、博物館法の適用も視野に入れた施設とすることから、湿度管理、空調管理、薫蒸処理ができる施設を考えております。ただいま市長から答弁がありましたように、現在耐震診断を実施し、その利用の可能性を調査している状況にありますので、その結果に基づき、今後市長部局で検討を加える旧庁舎跡利用計画の中で歴史民俗資料館の建設までの間、一時的な利用の可能性について検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政についての質問の1点目、文部科学省の第8次教職員定数改善計画案等について

のご質問にお答えいたします。8月27日、文部科学省では、さきの中央教育審議会の提言を受け、新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画案を公表いたしました。この計画は、30年ぶりに40人学級を見直し、平成23年度から平成28年度の6カ年の計画により、小・中全学年で35人学級を実現し、平成29年度、平成30年度の2カ年で小学校1、2年の30人学級を実現することを柱とした画期的なものであり、計画初年度の平成23年度には、教職員8,300人の増員を要求することとなっておりますが、教育委員会といたしましては、全国都市教育長協議会を初め、あらゆる機会を通じて計画実現を働きかけるとともに、国・県の動向を注意深く見守りたいと考えております。

なお、少人数学級への取り組みとして、青森県では、平成14年度よりあおもりっ子育てプラン21として、小学校1、2年生及び中学校1年生で、学年2学級以上について33人学級を実現しており、今年度は市内3小学校、2中学校においてこの制度を利用しております。

次に、田名部中学校のマンモス化についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、田名部中学校は、5月1日現在、生徒数735人、22学級の県内でも有数のマンモス校となっております。教育委員会といたしましては、教育環境向上の観点から、ぜひ分離校の建設を行いたいと考えておまして、むつ市教育プランでもそのような位置づけをしているところであります。しかし、現在の文部科学省の基準では、25学級以上でなければ分離校の建設は認めないとの方針を打ち出していることから、制度的には難しい状況にありますものの、将来の制度改正を見据えた検討も必要であると考えているところであります。教育委員会では、今年度から田名部中学校学区の分離に向け、適正な学校規模、通学区の設定などの検討をスタートさせたいと考えておりますので、ご理解

を賜りたいと存じます。

次に、子どもの権利委員会の勧告とむつ市の現状についてのご質問にお答えいたします。まず、むつ市の児童・生徒の過去5年間の状況であります。精神的障害や中退及び自殺については、事例がありません。不登校、登校拒否の発生率については、平成17年度が1.16%、昨年度が1.56%と微増傾向にあります。また、いじめの発生件数、いじめられた児童・生徒の人数は、最も人数の多かった平成18年度が24人に対し、昨年度が6人と減少傾向にあります。

次に、人格の全面発達を目指す教育の実践についてであります。むつ市教育委員会といたしましては、平成19年12月策定のむつ市教育プランに学校教育推進目標として、知、徳、体の調和のとれた人間性豊かな児童・生徒の育成を掲げました。意欲を持って主体的に学ぶ子供、豊かな心を持ち、思いやりのある子供、そして心身ともに健康でたくましい子供をはぐくむため、小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくり等の心理的負担の軽減、いわゆる中1ギャップの解消に向け小中一貫教育を推進し、教育基本法第1条にある人格の完成を目指す所存でありますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 情報公開に係る第1点目の市長交際費支出基準と交際費公開についてのご質問にお答えいたします。

まず、交際費につきましては、むつ市議会第202回定例会において、中村正志議員の一般質問に同様の回答をしているところでありますが、市長もしくは代理の者が市を代表して行政の円滑な運営を図るうえで、外部との折衝及び儀礼的接遇等を行う場合において、社会通念上妥当であると認められる範囲内での支出に努めております。具体的に申し上げますと、各種団体、協議会の総会、

懇親会、または意見交換会等の会費、あるいは各種式典及び祝賀会等の慶祝へのご祝儀等のほか、市政関係者等の葬儀、法要への香典、供花に係る経費について、それぞれ運用基準の定めに従って支出しているところでございます。

交際費の執行に当たりましては、各種行事等の案内通知、出席依頼等を1件ごとに内容を確認、精査し、行政運営上必要であると認める場合に限り、関係部署間で調整を図りながら対応しているところであります。その執行状況の公開につきましては、これまでむつ市情報公開条例に基づき情報の公開に努めてまいったところでありますが、より一層透明、公正で開かれた市政運営を図るためには、どのような方法が市民の皆様によりよい理解をいただけるのか、市ホームページへの掲載も含め検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、これまで同様支出の内容及び金額が市民感覚とかけ離れることがないように、社会経済情勢、地域の慣習等を十分考慮し、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しないよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目の市長の資産等の公開についてであります。市長就任以来、むつ市長の資産等の公開に関する条例に基づき、資産等報告書を初めとする定められた書類を作成し、閲覧に供しております。これらにつきましては、どなたでも閲覧できることとなっておりますが、毎年新聞報道等により一斉に公表されていることから、報道関係者以外からの閲覧の請求はほとんどない状況にございます。しかしながら、政治倫理の確立のため、交際費と同様に市民の皆様から透明性及び公正性をよりご理解いただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 次に、ご質問の3点目、まちづくりについての墓地と住環境について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、墓地の現状はどのようになっているのか、また問題の場所はあるのかについてであります。

現在市で把握している墓地ですが、市で運営しております墓地公園が1カ所、宗教法人管理が39カ所及び町内会などで管理している墓地が58カ所の計98カ所が墓地埋葬法による許可を受けた墓地となっております。

また、問題の場所があるのかとのことでありますが、宗教法人で管理する墓地は、ほとんどが地域の中心部に位置しており、周囲には各檀家や一般住宅がありますが、住環境の問題は起こっておらず、長年にわたり、その環境をそれぞれご理解いただいているものと考えております。

2点目の墓地設置基準はあるのか、特になくすればどういう判断で設置許可をするのかについてであります。市では設置基準は設けておりませんが、しかしながら、平成12年に厚生労働省からの通知及び青森県環境保健部からの委任事務処理要領に示す許可基準に基づき、必要な書類審査や現地調査により許可事務を取り扱っております。議員がご懸念されております周辺環境や地域の実情も勘案して対応することとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の墓地設置基準を設けるべきではないかのご質問であります。県内の状況を調査のうえ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） まず第1点目、旧庁舎跡利用についてお聞きしたいと思います。今解体をする、その後に耐震診断をして、その後検討するという

答弁でありましたが、これは検討するに当たって、ぜひとも住民の方も交えた、そういう検討であってほしいと、まず基本的に思うのです。そのところをどう思っているのか。市の職員だけで議論してしまうのか、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） それらもあわせて検討していきます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） その旧庁舎跡をこうしてほしいといういろんな思いを持っている住民がたくさんおりますので、そういう住民の声を十分吸収するような検討会というのを実現してもらいたいと思います。それで、どういう意見が出るかはわかりませんが、私のほうで提案した郷土館、そういう方向でぜひ議論になってほしいと、これは私が願っているのですが。

私自身このむつ市に生まれて、実際むつ市のことをほとんど知らなかったというのが最大の反省だと今思っております。それはなぜかということ、何かむつ市というものが、テレビ時代ですが、ほとんどテレビには出ないし、話題にならないというところで、もう頭から消え去ってしまったかなというふうなことがあったと。そこで、小さいころ、例えば郷土館というのがあって、そこに行って、いろんなものを見てさわったり、読んだりしたというふうなことがあれば、小さいながら、ああ、むつ市ってこういう歴史があった、こういう人がいたんだ、こういう自然があるんだな、ヒバというすばらしい木があるんだなと。市長は嫌いですけども、クマというのもいて、しかもそれが毎年何十頭と殺されて、今途絶えようとしているとか、そういう現状をそこに行ったら知れるというふうになると、頭からそのことが離れないで大人になって、ではむつ市をどうしていこうか

なとかという発想になっていくと思うのです、まず。この地域を何とかしたいというその前提に地域を知らなくてはいけない。ところが、今のむつ市には、その地域を知るすべがないのです。

私自身むつ市のことを知っているというのは、自分の家の周辺で遊んだ豊かな自然と、地域で秋になれば米がとれて、本当に生き生きとして働いて、その収穫に笑顔を決やさないというふうな、何かそういう大人のイメージしかなくて、もう都会のほうに出ってしまったと、それしかもむつ市のこと知らなかったです。会津藩との関係等も全然知らなかったし。だから、そういう意味で、本当に私はこの郷土館をつくるというのがこのむつ市の発展の大きなかなめになるのではないかなというふうに思っておりますので、そここのところの基本的な考え方、市長にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ご質問の中でクマが嫌いというふうなことのお話ありがとうございましたけれども、嫌いというよりも怖いのでございます、私は。やはり市民の安全に危機を及ぼすもの、こういうふうなものに対してはしっかりした対応をしていかなければいけないだろうと。そういうふうな思いで怖いということで、決して嫌いというふうなイメージは持っていません。自然を守るというふうな部分で希少価値のある動物等については、それなりの対応をしていかなければいけない、こういう思いでございますので、その部分には否定をさせていただきたい、こう思います。

それから、横垣議員、郷土のことをほとんど知らなかったというふうなご発言でございましたけれども、非常に残念でございます。私は、そういうふうなことはできるだけ郷土のことを愛し、郷土のことをまず知ること、そしてそれが郷土愛につながってくると、それが市民の生活の向上、福

祉の向上につながってくるだろうと、そういうふうな思いで今も現在取り組んでいるところであります。

1つの例を挙げますと、「むつ市のうまいは日本一」というふうなことは、我々の身の回りにあるもの、これに自信と誇りを、おいしいものがあるのだから、おいしいものをまず自分たちで地産地消し、そしてそれに対する愛情を深め、そしてそれを全国に発信していこうというふうなこと。今文化財だけのお話をしておりますけれども、むつ市に対する思いは横垣議員と全く負けなくらい強い思いがあり、この職で今務めさせていただいておるといふふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 思いは大体同じ方向にあるのでありますが、ただやっぱりそういう施設がないということについて答弁がなかったもので、本当に残念なのですが、そこの市長の思いというのも、そこのところの、その知らなかったのは本当に私自身も勉強不足で大変申しわけなかったのですが。ことわざにも温故知新と。古きを温め新しきを知る。やっぱり歴史、現状を知らないと、また新たな取り組み、新たな発明というのもほとんどないのです。だから、現状とか歴史、やっぱりこれを知る拠点となる、そういう施設、これについての市長のまず考え方をお聞きしたいと思いません。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 建物を建てるというふうな部分、横垣議員これまで、私も議員として横垣議員とは1期ご一緒させていただきましたけれども、箱物をつくるというふうな部分について、かなり否定的なお話が連綿として続いてまいりました。その中で今回こういうふうな形で郷土館を建てたらどうかというご提言、また旧庁舎を利用したらどうかというご提言でございました。ご提言

はご提言としてお受け取りいたしますけれども、財源をどこに持っていくのかというふうなところ、その財源についてはやはり原子力に関する財源というふうなものもあるわけでございます。ただ、その部分においては、冒頭で全否定をなさったというふうなことも念頭に入れながら検討していかなければいけないものだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 財源をどうするかということですが、何も立派なものをつくれということを私は言っていないです。だから旧庁舎、これはまだまだ使える建物だと思います、北庁舎とか。レイアウトを今私思い浮かべると、ちょうどいいのです。1階は旧税務課で、それこそがらんと壁がなくて広い、陳列するのにちょうどいいし、旧選挙管理委員会は、そこに事務室を置くのにちょうどいい小さい部屋だし、2階もちょうど右側のほうは吹き抜けになっているから、あそこも陳列するのにいいし、3階も同様です。という建物になっているから、ちょうどいいなというふうなことを思っていますので、何もお金をそんなにかけなくても、今ある建物を利用すればできるかなというふうに思って提案をいたしました。

本当にこの地域をよくするというのは、地域に住む人にしかできないですよ。今むつ市は東京電力に一生懸命頼ろうという、そういうシグナルを発しておりますけれども、

なぜなら、子孫に負の遺産を残したくない、交付金や寄附金など要らないよと、こういうふうなむつ市民が多くなったら困ってしまうのが当の本人なのです。そのぐらいむつ市に誇りを持って、この自然を汚したくない、子孫に負の遺産を残したくない、これぐらい

郷土愛を持つような市民になってしまったら困るのは当の本人だということも、やはり地元をよくするのは地元の人、他人に余り頼らない、こういう考え方も私は大事かなということを思って次の質問に入りたいと思います。

さあ、次は情報公開についてです。ちょっと順番は逆になりますけれども、審議会、これはむつ市は33あると言いました。そこで、この33の審議会、これは附属機関と言いましたよね。地方自治法136条に基づいて設置していると。これは33。その中でたった3つしか公開していない。私本当にこれ残念だなと思いました。私冒頭で言いました和光市。和光市は21の附属機関、各種懇談会というのが17設けて、ほとんどが公開です。非公開がたった3つだけ。こういう形で、私取り上げた和光市の松本市長というのは、本当に情報公開と民主主義の徹底を自分からもう進めているのです。

そこでお聞きしたいのが基本的なことです。今むつ市は、そういう意味では情報公開、もうこれで十分だという状況にあると市長は思っていますか。それともまだまだいろいろ検討しなくてはいけないという部分もあると考えているか。まずその基本的な市長の考え方、今でもう十分情報公開は完了しているというふうに考えているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 附属機関の会議につきましては、会議の公正かつ円滑な運営に支障のない範囲内において公開とし、さらに会議録を公開するなど、市民との情報共有を図っていくことが望ましい姿であるという姿勢をとらせていただきます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） そういう回りくどい言い方でなくて、今現在がもうこれで情報公開は市長とし

ては完了していると、100%自分の思いとしては完了しているかどうかというのを今聞いているのです。イエスかノーか、それだけでいいです。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今お話をいたしましたように、さらに会議録を公開するなどというふうなところで、もっともっと進む、さらにとお話をいたしましたので、その中の文脈の中でご理解をいただけるものと、このように思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） だからそういう意味では市長もまだまだ今の段階では不十分だというふうに、逆に言うとそういう認識をしているということですから、もっともっと進めてもらいたいのですが。

私がなぜこういうふうに一般質問で一々取り上げないと、そういうふうなホームページに、ほかの市でどんどん進んでいることをやっている人がいっぱいあるのです。それが自動的にホームページに載せてくれないのかなというのがまず最初に残念に思ったことなのです。市長は、それこそ選挙の公約で情報公開を進めるというふうに言っていましたから、もう自動的にどんどん、どんどんいろんなのがもうホームページを見れば情報が手に入るのかなというふうに期待しておりましたけれども、そういう意味ではこれから、私は今回市長自身の資産と交際費、そして審議会だけを取り上げたのですが、答弁では大変いい答弁もらいました。例えば審議会はそれなりに全部公開するなど検討していくというふうな答弁でしたので、ぜひそういう方向でお願いしたいのですが、そしてこれ以外に、例えば市長自身が考えている、また検討しなくてはいけないものというので何か考えているものはあるのでしょうか。具体的に。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問のご趣旨は、今考えていることをホームページに公開しろ

ということなのですか。そのところがよく理解できませんです。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 余り細かいところまで市長自身も余りホームページを見ていないというところで、ぱんと浮かんでこなかったのかというふうに思います。私は、今回とりあえず審議会と市長の資産と交際費だけをホームページに載せて公開してほしいということを取り上げたのです。ほかの自治体では、それ以外でもいろんなのをもっと公開しております。だから、そういうのを何か1つか2つ事例が出るのかなと思っていましたけれども、出なかったのです、よろしいです。

審議会以外の答弁では、交際費のほうは社会通念上妥当なものを支出しているということで、ホームページの検討もするという答弁でありました。資産のほうで、そういうホームページという文言が答弁になかったのですが、何かホームページに載せると都合悪いようなものがあるのでしょうか。和光市では、もう全部出しているのですけれども、そこをちょっと再度確認させていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほど市長の答弁にもありましたような理念で進めてまいるとのことですが、今指摘の何か都合悪いものが云々という、そういう次元のものではございません。決してそうではありません。

それと、先ほど市長の答弁にもありましたように、たまたまマスコミの方々の情報の収集力で、所定の期日に一斉に新聞報道されるという、それで比較検証もあわせて行うことができるという利点もそこにあるかと思っておりますので、その辺の方法論も含めまして検討させていただくということでご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番(横垣成年) それでは、検討ということですが、こういうのなんか、余り検討しなくてもいいような、ほかの自治体はすぐホームページを見れば、もう手に入る情報ですから、検討というそういう次元ではないのかなとも思ったりして、すぐもうあしたからやりますというふうな、そういう課題ではないかなと思うのです。既に今現在情報公開で県のほうにも報告とか出しているという現状を踏まえれば、あしたにでも掲載するというふうな形の答弁でも何も差し支えないのではないかなというふうに思いますので、そのところを再度確認させていただきます。

○議長(村中徹也) 総務政策部長。

○総務政策部長(阿部 昇) 迅速にできるかできないかという可能性の問題では、それは可能でございます。ただ、情報というものは、非常に一方通行であってはならないものだと思いますので、受け手である方が誤解しないように的確な情報の質をきっちりと内部で取捨選択をして、情報公開の精神に基づいて公表するというのが理念でございますので、そういう意味では内部的には全庁に、各部署にコンテンツマネージャーという職能をそれぞれ置いておりますので、市政だよりの紙面づくりの問題、またホームページとの兼ね合いの問題、この辺を体系的に議論をして、そのうえで迅速に対応してまいるということでございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 5番。

○5番(横垣成年) さて、まちづくりのほうに入りたいと思います。墓地と住環境についてであります。前向きの答弁で大変ありがとうございます。まだ今現在問題となっているところはないということで、本当に胸をなでおろしておりますが、これからいろんな場面が出てくるかと思っております。ぜひとも県内と言わずに、青森県はこの墓地の設置基準がおくれている県です。そういう意味

では県内と言わずに、隣の岩手県が全国でも1、2番を争うくらい環境に厳しい県なのです。長野県と岩手県がもう断トツです。そういう意味では、隣の岩手県なんかは、本当にいろんな自治体自身でいろんな指針をつくっておりますので、そういう意味では県内と言わずに、隣の岩手県をぜひ学んでもらいたいと思うのですが、再度県内と言わずに先進地を学ぶという考えはないのかどうか、そここのところを確認させていただきます。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) 学ぶ部分については十分学んでいきたいと思っております。ただしその墓地については、先ほども言いましたけれども、昔からの檀家さんとか住民とお寺さんの関係等ございます。また、町内会で設置するときは、町内会が必要であってそこに墓地を運営してございますので、その部分において、当然その問題は小さいもので終わっているというのがあります。ただ、この良好な状況をいろいろ規制するといいますか、そういうふうな部分では、またちょっと考えなければいけないような部分があります。いずれにしても、地元にあったような設置の部分の基準を考えていきたいなと思っております。

○議長(村中徹也) 5番。

○5番(横垣成年) ある市民が言っておりました。都市計画の一つとしてまちづくりを考えていくときに、田名部まつりのある中心地周辺が人はふえず空き地や廃墟がふえ、墓地だけが拡張されるようにしてはならないと思いますというふうな何か声があって、こういう線引きといいますか、いろんな指針、やっぱりこういうのも早期につくってくれることを要望したいと思います。

そして、最後の4番目のほうですが、教育行政についてであります。ぜひとも田名部中学校のマンモス校、これは本当に先生だとか生徒のストレスが高くなっている声を多く聞きますので、今回

の第8次教職員定数改善計画案、それこそ毎年度毎年度計画というか、予算が示されても、それが認められるかどうかというのは年度ごとのものなので、なかなか計画は難しいと思いますが、ぜひその田名部中学校のマンモス校解消に努力してもらうことを要望したいと思います。

そこで、国連の子どもの権利委員会の勧告とむつ市の現状についてであります。不登校が若干むつ市の場合ふえているというふうな回答がありました。いじめは少なくなっている。いじめは少なくなつて大変いい、これは多分先生方、職員、あと地域の方の努力がそれなりに実っているのかなというふうに考えております。

それで、今毎年学力テスト、これが行われております。今2科目やっていますよね、国語と算数、数学。今民主党政権が、これをもう一科目追加するような何か予算計上、概算要求したという報道がありまして、ちょっと残念なのですけれども。これむつ市としては、牧野前教育長は、抽出された学校は参加するけれども、そうでないのは特に参加はしないよというふうな立場であったのですが、遠島教育長の考え方、この点についてちょっと確認したいなというふうに思います。牧野前教育長は、それをやることによって教職員の負担がふえると。それでなくても通常の分で、かなり厳しいスケジュールになっているというふうなことを言って、抽出された部分だけにとどめたという経過があるのですが、その部分、遠島教育長の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） 全国の学力テストへの参加についてであります。平成21年度までは小学校の6年生、中学校3年生全員参加ということで、全生徒を対象として行われておりましたが、平成22年度は人数的に約3割の抽出方式ということで変更されました。抽出されない学校も参加は可能

であったわけですが、本市においては青森県の学習状況調査、それからむつ市独自の学力調査による結果で、データとしては十分というふうに考えて参加をしなかったということですが、同じような抽出ということであれば、次年度も踏襲したいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） ありがとうございます。新聞の報道によりますと、抽出されなかったところでも結局希望すれば受けられるということで、全国で平均すると73.5%の学校が去年ですか、参加したと。抽出だと3割だけで実施したということですが、だからそれだけ学力テストということ自体が過度の競争主義的教育に拍車をかけているのではないかなというふうに私は思っております。

この過度に競争主義的な教育環境というものについても、ちょっと教育長のお考えを聞きたいのですが、今回の子どもの権利委員会への日本の報告は、それこそ国語だとか算数、数学については過度の競争、教育内容は充実増加することが考えられるが、これらは子供たちが社会において十分にその個性や能力を伸ばすために必要不可欠な基礎を培うものであって、競争的な性格により、より悪影響が生じるとの指摘は当たらないということで、この学力テストの競争主義的な部分は指摘は当たらないと日本は国連に報告しているのですが、国連のほうはそれ以外の情報も入手していて、そうではないよと、まだまだ競争主義的な環境が日本の場合には強過ぎるという勧告を今回されているのです。本当に日本の官僚というのは、頭のいい方がこういう現状と違うようなことを書くのに一生懸命になっているという意味では、かなり人的な資源の消耗だなというふうに思うのですが、そういう意味で国連の勧告、むつ市においてはそういう意味では競争主義的な教育環境になってい

ないかどうか、そこを再度確認をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） まず、教育活動の内容によっては競争意識というのが必要な場合というものがあるというふうに考えます。ただ、競争をおおることだけでその成果を求めてはならないというふうに考えております。これは、児童・生徒のみならず、学校教育現場に携わる職員すべてにも言えることでありまして、成果主義に陥って子供がないがしろにされるようなことがあってはならないというふうに思います。私が学校にお願いしていることは、子供たちのよさを認めて、子供一人一人を大切にすることをしてほしいということをお話をさせていただいています。そして、その子供一人一人を大切にするためには、先生方もその一人一人のよさを認め大切にすることが必要であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） ぜひともそういう立場でよろしく願いをいたします。

最後であります、教育の目的ということで人格の完成を目指すという答弁もらいまして、大変私も安心しております。日本は、子どもの権利条約を批准して、その権利条約には子供の人格、才能並びに精神的及び身体的能力を最大限可能なまでに発達させることというふうに、もう第一義に記入しているのです。ところが、日本の文部科学省でしたか、教育のほうの文言、日本政府が国連にやった報告書の中には、人格という文言がなく、ただ人権、人権ということだけを表現しているのです、人権を大事にするとかと。多分これ人権というのは、教師が生徒をたたかとか、そういうのがないようなという意味で使っているのかな

と思うのです。日本政府自身が人格という言葉を使わないのです。そういう意味では遠島教育長のほうから人格という表現が出て、ちょっと私はほっと安心をしておりました。ぜひそういう立場でむつ市の教育は進めてもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

（「議長、議事進行、28番」の声あり）

○議長（村中徹也） 28番富岡幸夫議員。

○28番（富岡幸夫） ありがとうございます。

ただいま横垣議員の発言の中で、ある企業名を出して、地域をよくしたいのかというような発言がございました。会議規則第144条、議員の品格、品位の尊重という思いからすると、非常に相手方に対して失礼ではないのかなというような思いがあります。会議録を確認のうえ、削除もしくは謝罪を含めて申し入れを願いたいものだなと、こういうふうに思います。お取り上げ願います。

（「賛成」の声あり）

○議長（村中徹也） ただいま富岡幸夫議員から、横垣成年議員の一般質問の発言中に不適切と思われる発言があったのではないかとこの議事進行がありました。議長といたしましては、後刻及び後日速記及びテープを起こし、精査のうえ議会運営委員会に諮問し、適切に措置することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、そのように処理をいたします。

午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◎新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党の新谷泰造です。むつ市議会第205回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

国政は、ねじれ国会で混迷をきわめております。その中、去る8月22日、23日の両日、秋田ビューホテルにおいて民主党東北自治体議員のフォーラムが開催されました。最終日に地域住民のための地道な活動により、党勢拡大を図ることを決意表明したところであります。そして、民主党代表選において民主党むつ下北支部は、自主投票を決定したところであります。今こそ私は民主党むつ下北支部の幹事長として、逃げない、ごまかさない、うそをつかない、道理を通し、むつ市民のために責任ある政治を実現しなければならないと肝に銘じております。そして、むつ市において公平公正でガラス張りの市政運営により、赤ん坊にも、高齢者にも、障害者にも優しく、思いやり、友愛のある市政を実現し、夢と希望の持てる明るい楽しい社会をつくらなければならないと思うところであります。

むつ市民至上主義、市民の生活が一番大切、財政再建を優先させ、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問いたします。

市長の政治姿勢について。宮下市長の答弁拒否について質問いたします。まず、さきの定例会での一般質問で宮下市長は、現時点で仮に下北医療センターを解散すると、むつ市はただちに財政再建団体になる可能性があるかと答弁しております。

数字を示して具体的に説明をお願いしますという私の質問に対し宮下市長は、下北医療センターは経営健全化計画の中にあるということについて説明し、あげくの果て、解散という仮定のことにについては答弁できないとしております。私には信じられません。私が質問しているのは、宮下市長の議会における答弁の根拠を聞いているのです。宮下市長が答弁拒否するということは、根拠もなく思いつきで議会答弁をしているのでしょうか。そうだとすれば、議会軽視も甚だしい。

次に、むつ市の隠れ赤字、むつ総合病院の33億円の債務について。宮下市長は、むつ市は公立病院改革プランが完結した後の平成26年度以降に返済を予定していると答弁しております。しかし、以前定例会での理事者の、毎年少しずつ返済する予定という答弁と矛盾しております。「そこでお尋ねします。毎年の返済をやめた理由、そして平成26年度以降の返済計画はどのようになっているのでしょうか」という私の質問に対して宮下市長は、全く答弁をせず答弁拒否をしております。

次に、宮下市長は、企業は旧脇野沢村の指示に従っただけで、企業には責任はないという趣旨の答弁をしております。しかしながら、企業は産業廃棄物の処理の専門家でありますから、宮下市長の認識は誤っているのではないのでしょうか。専門家である企業は、不法投棄が違法であることに気づいているはずであり、企業こそ不法投棄防止のために旧脇野沢村に対し忠告すべき立場にあったのではないですか。例えばマンションの耐震性不足の構造に気がついた建築家が企業を告発すべき社会責任を負うのと同じであると思うところであります。宮下市長は、それぞれの判断にゆだねざるを得ないという意味不明の答弁をし、答弁拒否をしております。

私は、6億2,000万円の損害を与えた不法投棄に加担した企業、いわゆる宮下市長が企業名を公

表したがない企業の不法投棄の告発義務という企業の社会的責任を聞いているのです。以上のように、宮下市長の市民生活に直接影響することになる財政再建、生活環境問題について答弁拒否をする姿勢では、アンシャンレジーム、いわゆる暗黒の時代の政治が、このむつ市において現実のものになっております。すなわち、一般市民の感覚からすれば、宮下市長側に不利な情報は秘密にし、有利な情報のみ公開しているのではないかと評価せざるを得ません。これでは、市民主体の市民の批判にこたえる市政とは言えません。いま一度宮下市長には、私の一般質問の日本語の意味、質問の趣旨を正確に理解し、誠意ある答弁をお願いいたします。

次に、新聞報道によりますと、さきの参議院選挙で宮下市長は、公人としてではなく政治家個人として自民党候補の応援演説をしたとありますが、公人と政治家個人との区別の基準はどのように判断するのでしょうか。

次に、市役所職員の採用の公平公正について質問いたします。まず、市役所職員の採用試験の公平公正のために、1次試験問題の作成と採点を財団法人日本人事試験研究センターに委託しているとのことですから、さらに不正の入る余地をなくするために、その委託した第三者機関に1次試験の合格者を発表させるつもりはないか。

次に、特別職の職員の関係者の縁故採用の防止のため、市長、議員等の特別職の三親等内の親族の採用は禁止すべきではないか。

次に、市民から今年度宮下市長の三親等内の親族の方が採用されたとの情報がありますが、事実でしょうか。

次に、指定管理施設の人事の指導、関与について質問いたします。さきの定例会で私の一般質問の指定管理者の中で、「むつ市の退職者の実質上の天下りと思われるような人事や、下北自然の家

のような市長の親族の方だけが採用されるような不適切な不公平な人事が行われた場合には、むつ市は当然公表、指導関与すべきであると思うところであります」という質問に対し宮下市長は、みなみ農園開発の970万円の横領事件を踏まえ、基本協定で代表者の変更、大幅な役員改正、組織改正等が行われた場合には、指定管理者の人事に関与せず、指定管理者から報告を受け、指定管理委託契約を取り消す場合があるとしています。

そこでお尋ねします。具体的にはどのように報告を受け、どのような場合に指定管理委託契約を取り消すのでしょうかという私の質問に対し、理事者は、条例施行規則第8条で、「指定管理者は、その名称、代表者の氏名、主たる事務所地等の変更があったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない」という規定で報告義務があるとしています。しかしながら、この規定は氏名、住所の変更等の報告義務であります。どのように解釈すれば代表者の変更、大幅な役員改正や組織改正等の報告義務が出てくるのでしょうか。

次に、入札制度と談合、契約状況について。まず、新聞報道によると、指名競争入札において落札率が94%を超えると談合が推定されるとありますが、むつ市の指名競争入札において落札率が94%を超えた場合が新庁舎、学校などの建設請負契約等の入札等に見られます。

そこでお尋ねします。130万円以上の指名競争入札において、請負契約の場合には、事前に入札予定価格が公表され、委託契約の場合には、入札予定価格が公表されない理由は何か。指名競争入札において、請負契約の場合に事前に入札予定価格が公表されることが94%を超える原因なのではないか。指名競争入札において、むつ市内の建設会社の大手5社だけが請負契約で入札資格を有する場合はどのような入札か。

次に、まさかりプラザ下北駅前店の事業費補助

金330万円について。まさかりプラザ下北駅前店の事業費補助金330万円は、お土産売り場という商業施設に対する補助金であるから、民間企業の経営を圧迫することになるのではないか。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、政策統括参事について。第1に、政策統括参事と副市長の職務の区別はどのようになされているのか。

第2に、政策統括参事の職務の市政に与えた影響、弊害はないのか。

第3に、政策統括参事の委嘱は副市長に匹敵する人事でありながら、工事検査員とともに非常勤嘱託員費の中で処理するのは議会軽視ではないか。

第4に、非常勤嘱託員の政策統括参事の勤務日、勤務時間、給料、時間給は工事検査員と比較してどのようになっているのか。簡単明瞭に具体的に説明をお願いいたします。

次に、財政再建について。むつ市の現状を見れば、平成20年度末時点で長期債務の合計額は690億円。ということは、生まれただかりの赤ん坊から介護を受けている高齢者まで含め、1人当たり100万円以上の借金を負担することになります。むつ市でオギャーと生まれれば100万円の借金を負担することになるのです。国の借金と合計すると790万円になります。さらに、実質的赤字比率は、隠れ赤字33億円を加算すると48億円、そして実質赤字比率は23%で、かの夕張市と同様、財政再建団体に該当するのであります。すなわち、むつ市は借金だらけで預金もなく、借金返済のために自転車操業をしている状態なのです。

そこでお尋ねします。まず、下北医療センターの財政再建とむつ市の負担金について質問いたします。さきの定例会の私の一般質問に対して、下北医療センターの破産を避けるための経営健全化計画の中、宮下市長は、メンタルヘルス病棟改修

費のため13億5,700万円のうち5億1,400万円は起債を充当することになる、さらに元金5年間据え置き、30年間償還で、むつ市の負担金は87%であると答弁しております。

そこでお尋ねします。先月27日の本定例会の開会日に宮下市長は、メンタルヘルス科診療棟改修費は15億円程度と答弁しております。結局いつからいつまで年間幾らむつ市は負担するのか。元利合計は幾らになるのでしょうか。正確な金額の提示をお願いいたします。

次に、除雪費の増額と特別交付税等の増額について。この冬の大雪で除雪費の増額において特別交付税及び国の経済対策に伴う交付金の活用は幾らであったのか。

次に、使用済核燃料税の今後の見通しについて。平成20年7月15日に宮下市長は、使用済核燃料税について、庁内プロジェクトチームで年内にまとめ上げ、国・県との協議を進めながら事業者に理解を求めていく、平成21年末か平成22年当初には条例を制定しておきたいと述べております。ところが、平成22年当初の期限は既に過ぎ去り、9月現在においても条例の提案すらできていない。この公約を実現できなかった理由は何か。庁内プロジェクトチームは、現在どのようなメンバーでどのような活動をしているのか。課税標準の内容はいつごろ決定されるのか。税率は5%なのか、3%なのか。どの程度の税収を見込んでいるのか。各関係機関との具体的協議にいつごろ入るのか、国から同意はいつごろ得られるのか。課税のための条例制定はいつごろになるのか、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、脇野沢のシィライン航路について、公設民営化されると国の補助金が減る一方、船舶を買い取る沿線自治体の負担額が増大することです。今後どのように対応するのか説明をお願いいたします。

次に、中間貯蔵施設オフサイトセンターについて。建設主体はむつ市ということですが、事業費の総額は幾らか、むつ市の負担は幾らか、国の交付金は幾らか、説明をお願いいたします。

次に、指定管理者制度について。まず、ウェルネスパークの指定管理についてであります。ドーム、プール等の建物の耐用年数は何年か。耐用年数が経過した場合にどのように処理するのか。処理費の見積額は幾らか。平成20年度に合計2,080万円の利益がありながら、平成21年度に前年同様の1億1,400万円で契約した理由は何か。指定管理料1億1,500万円から利益2,080万円を減額した9,420万円で契約すべきであったのではないか。平成20年度の2,080万円の利益が平成21年度で400万円に減少した理由は何か。平成20年度の山内土木株式会社の社員の統括管理者や施設の館長を含めた7名の1人当たりの平均給料が年間340万円であるのに対し、コナミスポーツの社員の34名の指導員等の平均給料が年間170万円であるのはいかなる理由によるのか。

次に、陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理について質問いたします。平成21年度のスキー場の収入が、この大雪で72万円の赤字ということは赤字の理由はどこにあるのか。簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、前指定管理者みなみ農園開発の横領事件について質問いたします。みなみ農園開発の970万円の横領事件において、理事者は、平成21年10月1日に横領の報告を受けたが、報告した理事長が横領金を補てんすると書面で約束したので、信用して管理料500万円を支払ったということでした。ところが、みなみ農園開発の理事長は、いまだかつて横領金を補てんしておりません。理事長に詐欺罪が成立する可能性が高いので、理事長を刑事告訴すべきであると思うところあります。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

次に、みなみ農園開発が刑事告訴しない場合には、むつ市が970万円を横領した当該理事を告発するとのことですが、刑事告訴、告発の見通しはどうか。

次に、破産管財人の集金回収状況からむつ市の債権回収は困難であるとのことですが、7月27日の青森地方裁判所の破産手続の説明会ではどのような結果になったのか、簡単明瞭に説明をお願いいたします。

次に、脇野沢地区の廃棄物不法投棄について。不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任と企業名の公表について質問いたします。まず、宮下市長は、不法投棄関係者は時効の成立がなかったら刑罰の対象となることは明らかであると言ひ、その後企業は旧脇野沢村との委託契約に従って不法投棄しただけだから責任はないとしている。さらに、時効が成立したということは企業の責任の度合いがはっきりしないと答弁しております。企業名を公表しないために二転三転しているのではないかと思うところあります。いずれが宮下市長のご所見でしょうか。

次に、不法投棄の原因について。平成4年旧焼却場が使用不能となり、旧脇野沢村議会の総務文教委員会が野焼き状況を視察し、今までどおり野焼きをすることはやむを得ないとの結論に達しましたという報告をしています。この時点で青森県環境保健部からの野焼きは違法であるという指導に従い野焼きをやめ、最終処分埋め立てをすれば、本件の6億2,000万円の損害を与える不法投棄は防止できたのではないですか。さらに、企業が社会的責任を果たし、不法投棄を告発していれば不法投棄は防止できたのではないですか。企業の責任は重いので、企業名を公表すべきと思うところあります。市長のご所見をお伺いいたします。

次に、道路整備について。さきの定例会の私の

一般質問での私道整備補助金交付制度の多額の費用について。年金暮らし等で費用の負担ができない方に配慮できないでしょうかという質問に対し宮下市長は、町内会等の団体に対し補助金を交付する制度であるので、団体構成員の経済状況を勘案することはないと答弁しております。これでは経済的弱者による町内会等の団体は、私道整備補助金交付制度を利用できなくなります。その結果、公共の利用に供されている私道を舗装することができなくなります。結局経済的弱者がいるところは他の利用者がその分を負担せよということでしょうか。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

最後に、町内会施設の維持管理費について質問いたします。町内会の集会所の維持管理費は町内会の負担であり、これに対してコミュニティセンターの維持管理費は市の負担となっております。しかしながら、町内会の集会所はコミュニティセンターと同様、市の福祉の増進と自主的活動を促進し、利用対象を広く一般市民としておりますから、町内会の集会所の維持管理費はコミュニティセンターと同様市の負担とすべきであると思っております。宮下市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の市長の政治姿勢についての1点目、下北医療センターが解散した場合にむつ市が財政再建団体に陥る可能性について、数字を示して具体的に説明を求めたことに対する答弁についてですが、これまでも新谷泰造議員の一般質問に対し答弁しておりますように、下北医療センターでは財政健全化法に基づく経営健全化計画を策定し、本年2月の下北医療センター議会で承認の議

決がなされたところであります。経営健全化計画では、各病院、診療所の経費の節減に努めるとともに、一般会計からの確実な繰り入れにより不良債務を解消し、平成24年度で経営健全化基準である資金不足比率20%を下回ることを目標とした計画で、あわせて下北医療センターの組織の改編について検討を行うこととしております。

この組織の改編につきましては、一部事務組合下北医療センターとしての運営はむつ総合病院のみとして存続し、他の病院、診療所については各市町村に移管するというもので、今後構成市町村においても経営健全化計画に基づき検討、協議していかなければならないものと考えております。したがって、現在経営健全化計画に基づいた不良債務の解消を進めている中で、下北医療センターの解散という計画の方針に沿わないような仮定の質問につきましては、これまでと同様にお答えを差し控えさせていただきたいというのがお答えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、さきの定例会の一般質問において、むつ総合病院の33億円の債務について、毎年の返済をやめた理由と平成26年度以降の返済計画はどのようになっているかとの質問に対して答弁拒否があったとの質問ですが、このことについては一般質問の内容をお聞きした際に触れられておらず、再質問の機会もなかったことから答弁することができなかったものであり、改めてお答えしたいと存じます。

初めに、毎年の返済についてのお尋ねについてですが、市はこれまで一般会計の赤字解消計画の中、むつ総合病院の第5次病院事業経営健全化措置に伴う不良債務解消のための負担に続いて現在は下北医療センターの公立病院改革プランに基づいた川内、大畑及び脇野沢の3診療所の不良債務解消を最優先として取り組んでいるところであります。むつ総合病院の33億円の債務負担の返済に

については、市の財政負担の平準化を図る意味からも、公立病院改革プランが終了する平成26年度以降を予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、平成26年度以降の返済計画については、市の中長期的な財政状況等を見きわめながら策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、不法投棄関係者の道義的責任について、それぞれの判断にゆだねざるを得ないという答弁ははっきりと答えていないとのご質問であります。今までの定例会で、既に時効が成立しており責任は問えないこと、法的な責任追及ができないことは何度もお答えしております。道義的な責任につきまして、不法投棄関係者がそれぞれの判断によりどのようにとらえるかはそれぞれの判断にゆだねざるを得ないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、私の政治姿勢についての第2点目、さきに行われました参議院選挙においての私の対応についてであります。このたびの選挙は、政権交代後初めての国政選挙であり、首相が交代する中、これまでの国政運営に対して国民がその思いを直接反映させることができる重要な選挙であったと思っております。選挙期間中、特定の候補者の街頭演説に立たせていただきましたが、現在の厳しい経済情勢の中、国民、そして我がむつ市民の幸せを第一に考え、候補者が掲げる政策や人柄、そしてこれまでの私的なつき合いなどを十分に考慮したうえで、市長としての公務の立場ではなく、あくまでも政治家である私自身の政治信条に基づき行ったものであります。

次に、ご質問の第3点目、市役所職員の採用の公平公正についてお答えいたします。まず、日本人事試験研究センターと……

○議長（村中徹也） 暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 次に、ご質問の第3点目、市役所職員の採用の公平公正についてお答えいたします。

まず、日本人事試験研究センター等第三者機関に1次試験の合格発表をさせるつもりはないかとのご質問ですが、日本人事試験研究センターの受託業務は1次試験の点数処理までとなっており、合格者を発表する業務は受託できないとのことでありますし、そもそも1次試験の合格者を何名にするかは私の専権事項でありますので、今後も合格者の決定及び結果発表を第三者機関に委託するつもりはございません。

次に、市長、議員等の三親等内親族の採用は禁止すべきではないかとのご質問についてですが、採用を禁止することは憲法第22条に保障する職業選択の自由を侵すことになりすし、そもそも地方公務員法第13条に規定する平等取扱の原則にもとることになると考えます。新谷泰造議員が問題とされているのは、そういう方々が縁故採用されることであると思いますが、採用は複数の多様かつ厳格な評価目線のもとに決定されるものであり、そういう事実は一切生じ得ないわけです。そのような禁止措置をとる必要は全くないものと考えます。

次のご質問の私の三親等内の親族の採用については副市長から、またご質問の4点目、指定管理施設の人事の指導、関与の効果、処理については総務政策部長から答弁いたします。

次に、ご質問の第5点目、入札制度と談合、契

約状況についてお答えいたします。工事請負契約及び業務委託契約における予定価格の事前公表についてのご質問であります。平成13年3月に閣議決定された公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針により、一層の透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底が求められたことを受け、平成14年6月にむつ市公共工事予定価格事前公表事務取扱要領を制定し、130万円を超える工事請負契約に係る予定価格を事前公表し、入札を実施してきたところがあります。それまで非公表としてきた予定価格を事前公表することとしたのは、公共工事の積算基準に係る各種資料の公表が進み、相当程度の積算能力があれば、これらの資料に基づいて予定価格の類推がある程度可能になっていること、また全国的に官製談合など予定価格の漏えいをめぐる事件が後を絶たないことから、その防止を図るために行ったものであります。

一方、業務委託につきましては、公共工事のように積算基準が公表されておらず、また毎年度ほぼ同じ内容の仕様で業務が行われることが予想され、予定価格を公表した場合、次年度以降の予定価格が容易に類推でき、その結果、業者の見積もり努力を損なわせ、その価格が目安となって契約金額が高どまりになるなど、入札の意義、目的が損なわれることから、工事請負契約と同等に扱うことはできないものと判断し、予定価格を公表しないこととしております。

次に、予定価格を事前公表していることが落札率94%を超える理由ではないかとお尋ねですが、さきのむつ市議会第204回定例会における新谷泰造議員のご質問と関連があり、答弁が一部重複いたしますが、ご了承願います。

予定価格の公表と落札率の関連性につきましては、公表を開始した以前のデータは把握していないため比較はできませんが、平成17年度から平成

21年度までの5年間は平均落札率92%から95%で推移しております。また、参考ではありますが、国土交通省が平成14年度に47都道府県と12政令指定都市を対象に実施した調査によれば、公表した工事での落札率については半数以上の発注者がわずかながら低下したと回答したものの、大きな変化は見られていないとの結果が出ております。

これらの実態から、事前公表による入札の競争性は維持されておりますし、その結果落札率が94%を超えているということに関しましては、市が適正かつ合理的に設定した予定価格に基づき、それぞれの業者が工事目的物の品質等を十分に考慮して入札した結果の数字であると受けとめております。

次に、指名競争入札において大手5社だけ指名される場合はどういう工事なのかとお尋ねですが、むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則により、発注金額が4,000万円以上の建築一式工事は、最上級であるA等級にランクづけされた市内業者を指名することを基本としております。今年度建築一式工事のA等級にランクづけされた市内業者は全部で5社ですが、いずれの業者も官公庁等発注工事における元請実績があり、工事成績も高く評価されております。ご質問の工事は、発注金額が4,000万円以上の建築一式工事でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、まさかりプラザ下北駅前店の事業補助金330万円についてのご質問にお答えいたします。ことしは、青森県民にとって平成14年の新幹線八戸駅舎開業に続いて東北新幹線全線開業という長年の夢が実現する記念すべき年に当たり、さらに12月の開業に合わせて大湊線にハイブリッド型リゾート列車の運行も予定されており、新幹線が直接むつ市に乗り入れるわけではありませんが、下北地域においでになる観光客の増加が期待される

年であります。市では、平成21年大湊線下北駅舎の完成に伴い、東北新幹線全線開業に向けた観光のベース基地として、むつ市観光案内所を開設したところであります。しかしながら、観光客からはお土産や手軽な飲み物、お弁当などを手に入れることのできる物産館のような販売所の要望が寄せられていたことから、お客様のニーズにどのようにこたえるか検討してまいりました。その結果、関係団体のご協力により、現在の場所にまさかりプラザ下北駅前店を5月1日より開業することができたものであります。

ご質問は、お土産売り場は商業的施設であって、補助は民間企業への圧迫とならないかということでございますが、下北物産協会は商業団体ではありませんが、むつ下北地区の会員100人余りの皆様で構成されている公益法人でございます。東北新幹線全線開業の関連事業として下北物産協会からの東北新幹線全線開業まさかりプラザ下北駅前店事業について補助申請いただき、設備費及び管理費の一部として補助しているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ご質問の第7点目、政策統括参事についてお答えいたします。まず、政策統括参事と副市長の職務の区分についてであります。副市長は地方自治法第161条第1項で地方公共団体に置くこととされ、第167条で市長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされている職であり、市長の代決及び専決権限を有する職であります。政策統括参事は地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく地方公共団体に任意に置くことができる非常勤特別職で、決裁権限等は与えられていない職であります。政策統括参事の職務は、政策推進の統括に関する業務としておりまして、具体的には庁議や政策調整会議及び予算ヒアリング等の庁内の施策形成関係及び予算編成関係の場に参加し、また対外的にはお

でかけ市長室等の公聴の場にも出席し、自身のこれまでの行政経験をフルに生かしていただきながら、施策の方向性等についてぶれがないよう助言、調整、統括する役職であり、市の施策形成及び実施過程でかなめとなる職であります。

次に、政策統括参事の職務の市政に与えた影響、弊害はないかというご質問でございますが、団塊世代の大量退職が続き、長く行政に携わった方々の行政経営能力や知見が毎年数十人単位で失われていく中、政策統括参事の果たす役割は重要でありまして、実際政策調整会議における種々の計画の策定過程などにおいて適時適切な指導力を発揮していただいております。弊害はございません。

次に、政策統括参事の委嘱は副市長に匹敵するので、非常勤嘱託員費で処理するのは議会軽視ではないかというご質問でございますが、職員の任用については、常勤か非常勤か、一般職か特別職かという身分の相違に応じて規定しておりまして、従来から殊さらその職に応じて別建てで規定する取り扱いはしておりませんので、任用形態を同じくする工事検査員とともに規則で規定したところでございます。

非常勤嘱託員の報酬は、従来から人事管理費の報酬から支弁することとしていたものであることから、予算もそれに沿った取り扱いをしたものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、政策統括参事の勤務日、勤務時間、給料等は工事検査員と比してどうなっているのかというご質問でございますが、勤務日及び勤務時間は両者とも規則に規定するとおりでありまして、常勤職員の4分の3という考え方を基本に、勤務日は4週間につき20日以内、勤務時間は1週間当たり29時間10分を超えず、かつ1日当たり7時間45分以内としております。なお、報酬は月額とし、予算の範囲内で市長が別に定めることとしておりまして、工事検査員は月額20万円、政策統括参事は

月額25万円としておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、財政再建についてのご質問の1点目、下北医療センターの財政再建とむつ市の負担についてであります。むつ総合病院メンタルヘルス科診療棟改築事業につきましては、当初財源を企業債を活用しての起債事業として計画されておりましたが、県の災害拠点病院としての指定を受けている状況にもかんがみ、国・県に対し、財政的な支援について要請を行ってきたところであります。今回このような働きかけが実り、国の経済危機対策に係る医療施設耐震化臨時特例交付金、さらには公共投資の円滑な実施を目的とした地域活性化公共投資臨時交付金の活用について事業の採択をいただき、事業費の約6割弱を補助金で賄うことができることとなりました。これによって企業債の発行が大幅に抑えられることとなり、病院事業の経営にも大きな財政効果が得られるものと期待を寄せているところであります。

なお、これに係る市の負担及びご質問の2点目、除雪費の増額と特別交付税の増額については、担当からお答えいたします。

次に、使用済燃料税の今後の見通しについてお答えいたします。まず1点目の使用済燃料税の創設時期について、平成22年当初には課税条例を制定しておきたいとのことであったが、既に期限が過ぎており、実現できなかった理由は何かとのお尋ねであります。平成21年3月、国の安全審査が長引いていることを理由に、中間貯蔵施設の着工時期が平成21年4月から平成22年上期へ、また操業開始が平成22年12月から平成24年上期へそれぞれ延期となったことに伴い、新税創設スケジュールを変更したものです。平成24年に予定されております操業開始に伴う課税に支障を来さないよう、早い時期に課税条例を制定したいと考えております。

2点目の庁内プロジェクトチームの活動状況についてであります。税務課を初めとする職員9名で構成された新税創設事業推進プロジェクトチームは、活動期間の平成20年6月から平成22年3月までの約2年間に9回の会議を開催、新税創設に係る問題点の解決や課題の研究を行い、課税条例等の素案を作成しております。今後各関係機関との本格的な協議や交渉を進める中で、おのおのが連携をとり、新たに生じる課題の解決に取り組んでいかなければならないものと考えております。

3点目の課税標準の内容についてであります。原子核分裂をさせる前の燃料集合体に含まれるウランの重量と考えております。原子核分裂をさせる前のウラン重量とした理由は、使用済燃料に含まれる原子核分裂後のウランの重量や原子核分裂によって新たに発生するプルトニウムの重量を正確に計測することは技術的に困難であるためです。

4点目の税率及び税収をどのように見込んでいくかについてであります。その詳細につきましては、今後事業者との交渉の中で打ち出していかなければならないものでありますので、公表等につきましては、いまま少しお待ちいただきたいと存じます。

5点目の各関係機関との具体的な協議をいつから行うのかについてであります。法定外税の創設に当たりましては、納税義務者の了承が肝要であり、これまでも申し上げておりますが、事業者との相互理解を第一義とし、十二分な協議を重ねてまいらなければならぬと考えております。これまで事務担当者による情報交換等を行ってまいりましたが、8月31日の中間貯蔵施設の本体着工を契機といたしまして、これまでの検討結果をもとに本格的な協議に入りたいと考えております。

6点目の国からの同意はいつ得るのか、また7

点目の課税条例はいつごろになるのかについてですが、今後協議が調い次第、課税のための条例を制定し、国から同意を得るための手順を踏んだ後、平成24年7月予定の中間貯蔵施設の操業開始に合わせて課税権を行使できるよう事務を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、4点目の脇野沢のシライイン航路について、シライインが公設民営化されると国の補助金が減る一方、船舶を買い取る自治体の負担額が増大するが、市としては今後どのように対応していくのかとお尋ねにお答えいたします。

シライイン株式会社が運営する青森一佐井航路は、国、県、むつ市及び佐井村の補助を受けながら運航している離島航路であります。現在の航路の運営に係る問題点を把握分析し、航路経営の将来見通し、運営の改善方策等について検討し、航路改善計画を策定することを目的に、国主導のもとに、去る5月13日、青森佐井航路改善協議会が設置されたところであります。この協議会では、航路運営の合理化のための措置とあわせて、利用者にとってサービス改善につながる施策や利便性の向上、利用増加策の検討のほか、公設民営化による船舶の買い取りの可能性に係る検討などもテーマの一つとしながら、来年1月ごろをめどに航路改善計画を策定することとしております。

議員お話しのとおり、8月25日に行われた第2回協議会において事務局である東北運輸局から公設民営にすると仮定した場合、新しく建造した「ポーラスター」の減価償却が終了する平成34年度までを対象とした期間において、国の負担が減り、地方の負担がふえるという試算が示されております。厳しい財政環境は、国も地方自治体も同様であります。市としては負担のふえる公設民営については慎重に対応していくとともに、運営の合理化策や利用増加策等により負担軽減につながる

ような航路改善計画が策定されるよう努力してまいりますと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政再建についてのご質問の第5点目、中間貯蔵施設オフサイトセンターについてお答えいたします。使用済燃料中間貯蔵施設に係るオフサイトセンターの事業費については、これからの実施設計に基づいて算出されることとなりますが、参考までに申し上げますと、平成20年6月に試算した備品関係及び外構工事費を除く本体工事費で約7億円となっております。ただし、この試算後既に2年余りを経過しておりますので、物価変動等により事業費の変動が予想されます。

事業費の負担方法につきましては、オフサイトセンター部分は国の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金が充当され、市の防災施設部分は市の負担となりますが、1階のエントランスホール、廊下、トイレ等の共用施設及び外構工事費については、本体部分の面積案分により国と市がそれぞれ負担することとなります。先ほども申し上げましたとおり、具体的な負担割合や金額については実施設計後でないと算出できませんが、平成20年6月時点での試算の面積案分による負担割合は国が7割、市が3割となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度についての1点目のウェルネスパークの指定管理についてと、2点目の陸上競技場等のむつ地区体育施設の指定管理については、担当からお答えいたします。

次に、みなみ農園開発の970万円の横領事件の損害金の回収状況と刑事告訴及び告発の見通しについてのご質問の1点目、市はみなみ農園開発の代表理事を刑事告訴できるのではないかとのご質問であります。むつ市営牧野の指定管理者でありました農事組合法人みなみ農園開発につきましては、これまで事件発生以来定例会等で報告及び

ご答弁申し上げますが、平成21年10月1日付で農事組合法人みなみ農園開発から提出された事件報告及び経理事務改善計画では、今回の指定管理は平成22年3月までの契約であることから、それまでは責任を持って全うするというものであり、改善策として指定管理業務に支障が生じないよう融資を受け、対応するとのことでありました。これに対し市では、預託牛の飼養管理について、預託農家が不安を持たないようにするため、10月13日付で指定管理業務改善勧告をいたしております。この勧告に対し、みなみ農園開発から10月22日付で11月10日までに代表理事が指定管理業務継続のため被害額の一部として500万円を組合に補てんするとの回答がありましたが、その後補てん等の具体的な対策が示されないことから、市では指定管理業務の継続は不可能と判断し、11月30日をもって指定管理者の指定を取り消し、当該法人に対し、返還金及び違約金を請求したところであります。

このようなことから、市では弁護士とも相談いたしましたでしたが、当該法人が提出した改善計画書で代表理事が融資を受けて補てんするとしたことができなかったことに対して、詐欺罪として立証することは難しいとのことでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、刑事告訴の見通しについてであります。このことにつきましては、むつ市議会第204回定例会におきましてお答えしておりますとおり、当該理事を市は告訴することはできないが、既に代表理事が告訴について警察に相談していると伺っており、警察の調査も進められていることから、その動向を見ながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の3点目、7月27日に開催された債権者説明会の内容につきましては、担当よりお答えい

たします。

次に、ご質問の第4点目、脇野沢地区の廃棄物不法投棄についてのご質問にお答えいたします。まず、不法投棄関係者の刑事的、道義的、政治的、社会的責任と企業名の公表についてのご質問であります。これまでの答弁を踏まえて、不法投棄に係る企業の責任についての私の所見を矛盾なく示せとのご質問と受けとめました。

まず、1つ目と2つ目の答弁をまとめますと、不法投棄関係者は時効の成立がないとしたら刑罰の対象となることは明らかであり、当然不法投棄した業者等企業も対象となるが、企業は旧脇野沢村との委託契約に従って投棄したものであり、委託業務の履行という点に限って責任の追及はできないという所見であります。そして、さきの定例会でお答えいたしましたのは、既に時効が成立しており、時効成立ということは、そもそも責任を問えないことである、そのように責任の有無、度合いを判別できない企業名を公表することは、その企業に不利益を与えることになるという所見でありまして、首尾一貫何ら矛盾のない答弁と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の不法投棄の原因についての1点目、県からの野焼きは違法であるとの指導に従い、最終処分場に埋め立てをしていれば6億2,000万円の損害を防止できたのではないかについてお答えいたします。これまでの行政報告や一般質問でのお答えのとおり、旧焼却場が使用不能となり、当時の判断で新焼却場運転開始までの代替地としていたものであり、結果として適切な処理ではなかったものであります。

次に、議員ご指摘の2点目、不法投棄にかかわる企業が旧脇野沢村の不法投棄を告発していれば防止できたのではないか、企業の責任は重いのではないかとのご質問であります。これにつきましても、むつ市議会第204回定例会においてお答

えているとおり、それぞれの企業の判断にゆだねざるを得ないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目の道路整備について、私道整備補助金交付制度と利用者救済についてのご質問にお答えいたします。個人の経済状況を勘案して、利用者救済できないかということにつきましては、私道整備補助金交付制度という町内会及び地域住民が組織する団体が行う道路整備に要する経費について補助金を交付する制度でありますので、運用に当たって個人の経済状況を勘案することまで立ち入ることはできません。利用者救済につきましては、未整備の市有地道路と同様に毎年砂利敷や除雪作業などを行っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の6点目、町内会施設の維持管理についてであります。集会所とコミュニティセンターの維持管理の負担については、担当からお答えいたします。

○議長（村中徹也） 副市長。

（野戸谷秀樹副市長登壇）

○副市長（野戸谷秀樹） 市長の親族の採用のご質問について、昨年の採用試験において試験員を務めました私から客観的な事実関係をお答えさせていただきます。

ご指摘の親族は、昨年実施したむつ市職員の第1次、第2次の競争試験で良好な成績を得て、本年4月1日付で正職員として新規採用しております。何分前途ある若い職員にかかわることでもあり、優しい目線を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 市長の政治姿勢についての4点目、指定管理施設の人事の指導、関与の効果、処理についてのご質問にお答えをいたします。

条例施行規則の条文をどのように解釈すれば代

表者の変更、役員改正、組織改正が行われた場合に届け出を義務づけたものと読み取れるのかという趣旨のご質問でございますが、まずむつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第8条は、本年3月31日に改正しております。改正後の条文をそのまま読み上げますと、「指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地等に変更があったときは、変更届書により、遅滞なく、市長に届け出なければならない」と規定しております。指定管理者の代表者の変更は、代表者の氏名に変更があったときであり、組織改正は有限会社や株式会社となる等団体の名称に変更があったときであります。これらは、条文からそのまま読み取れるものですが、大幅な役員改正等の場合は、条文の「主たる事務所の所在地等」の「等」に含めた形としております。これは、指定管理団体が団体規模を拡大、縮小したり活動内容の変更をしたり、その性格を変更するような改正を行う場合が他にも考えられることから、その部分を「等」ですべて包括させる意味合いでありまして、実際に変更届を提出させる場合の範囲の設定につきましては、運用方針で施設の各所管課に示し、指定管理者へも所管課を通じ周知徹底する措置をとっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の6点目、町内会施設の維持管理についてお答えいたします。新谷泰造議員のご質問の趣旨は、各町内会の集会所の運営については、コミュニティセンターと同様に市民の福祉増進と自主的活動を促進し、利用対象者を広く一般市民としていることから、その維持管理費についてもコミュニティセンター同様に市の負担とすべきではないかとのことかと思っております。さきのむつ市議会第204回定例会においてもご説明いたしましたとおり、集会所は地域住民により組織された町内会が自主的活動のために建設し、管理運営している施

設であります。集会所の具体的な利用範囲や利用料などにつきましても、各町内会それぞれの判断により基準を定めて対応しているものと認識しております。このようなことから、その維持管理に係る経費につきましては、各町内会にご負担をいただいているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（村中徹也） 3番。
- 3番（新谷泰造） 時間が来ましたので、今回はこれで一般質問を終わりたいのですけれども、よろしく願いいたします。
- 議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月14日は石田勝弘議員、目時睦男議員、浅利竹二郎議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時30分 散会